

議事日程第 1 号

令和 2 年 第 3 回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和 2 年 9 月 1 0 日（木）午前 1 0 時開議

開会の場所

錦 江 町 議 会 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 監査報告
- 3) 令和元年度健全化判断比率・資金不足比率の報告
- 4) 令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 5) 陳情の受理及び付託報告

日程第 4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第 5 発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
(議 員 提 出)

日程第 6 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について
(令和 2 年度錦江町一般会計補正予算 (第 5 号))
(町 長 提 出)

日程第 7 議案第 3 8 号 令和 2 年度錦江町一般会計補正予算 (第 6 号) について
(同 上)

日程第 8 議案第 3 9 号 令和 2 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 1 号) について
(同 上)

日程第 9 議案第 4 0 号 令和 2 年度錦江町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計
補正予算 (第 1 号) について
(同 上)

- 日程第 10 議案第 4 1 号 令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) について
(町 長 提 出)
- 日程第 11 議案第 4 2 号 令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号) について
(同 上)
- 日程第 12 議案第 4 3 号 錦江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例について
(同 上)
- 日程第 13 認定第 1 号 令和元年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第 14 認定第 2 号 令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
(同 上)
- 日程第 15 認定第 3 号 令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第 16 認定第 4 号 令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別
会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第 17 認定第 5 号 令和元年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第 18 認定第 6 号 令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
(同 上)
- 日程第 19 認定第 7 号 令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
(同 上)

(日程第 13 認定第 1 号から日程第 19 認定第 7 号まで一括上程、
提案理由の説明、総括質疑のあと決算審査特別委員会を設置のうえ付託)

日程第 20 一般質問

散 会

令和2年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召 集 の 年 月 日 令 和 2 年 9 月 1 0 日
召 集 の 場 所 錦 江 町 議 会 議 場

応 招 （ 出 席 ） 議 員	1 番	厚 ヶ 瀬 博 文	
	2 番	浪 瀬 亮 祐	
	3 番	染 川 金 治	
	5 番	池 迫 重 利	
	6 番	池 田 行 徳	
	7 番	川 越 裕 子	
	8 番	笹 原 政 夫	
	9 番	小 吉 昭 弘	
	1 0 番	中 野 徳 義	
	1 2 番	馬 込 守	
	1 3 番	水 口 孝 俊	
不 応 招 （ 欠 席 ） 議 員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	舞 原 利 博	住 民 生 活 課 長	鶴 園 健 郎
政 策 企 画 課 長	新 田 敏 郎	観 光 交 流 課 長	中 島 裕 二
未 来 づ く り 課 長	高 崎 満 広	産 業 建 設 課 長	田 中 弘 朗
保 健 福 祉 課 長	池 之 上 和 隆	農 業 委 員 会 事 務 局 長	落 司 毅
住 民 税 務 課 長	川 路 洋 志	教 育 課 長	今 熊 武 朗
会 計 課 長	永 吉 和 幸	財 政 管 財 係 長	山 王 洋 介
建 設 課 長	岩 下 和 文	総 務 チームリーダー	坪 内 裕 二 郎
産 業 振 興 課 長	宮 園 守		
職務のため出席した者			
議 会 事 務 局 長	冨 尾 俊 一		

令和２年 第３回 錦江町議会定例会会議録

令和２年９月１０日（木）午前１０時００分
錦 江 町 議 会 議 場

	(開 会・開 議)
水口議長	ただいまから令和２年第３回錦江町議会定例会を開会いたします。
	(日 程 報 告)
水口議長	これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はあらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。
	日程第１ 会議録署名議員の指名
水口議長	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名の議員は会議規則第１２７条の規定により、８番、笹原君、９番、小吉君を指名いたします。
	日程第２ 会期決定の件
水口議長	日程第２「会期決定の件」を議題といたします。 お諮りします。本定例会の会期は本日から９月２５日までの１６日間としたいと思います。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって会期は本日から９月２５日の１６日間に決定いたしました。
	日程第３ 諸般の報告
水口議長	日程第３「諸般の報告」を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりでございます。 次に監査委員から令和２年６月１０日、７月１０日、８月１１日に実施の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってございます。ご了承願います。 次に町長から令和元年度健全化判断比率資金不足比率の報告書が提出されましたので、お手元に配ってございます。ご了承願います。 次に教育長から令和２年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書が提出されましたので、写しをお手元に配付してございます。ご了承願います。 これで諸般の報告を終わります。
	日程第４ 行政報告
水口議長	日程第４「行政報告」を行います。 町長からの行政報告の申し出がございました。 これを許します。木場町長。
	(木場町長、登壇)

木場町長	皆さんおはようございます。 9月議会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席いただきありがとうございます。 まず行政報告を申し上げる前に8月26日、本町職員がストーカー行為等の規制等に関する法律違反の容疑で逮捕されました件につきまして、議員の皆様を初め、町民の皆様には深くおわび申し上げます。公務員倫理の確立が強く求められている中、綱紀の保持及び服務規律の徹底を図ってまいりましたけれども、この事実により私自身大変な衝撃を受け、痛恨の極みでございます。町民の皆さんと一体となってまちづくりを推進していかなければならない時に、町政に対する町民の皆さんの信頼を著しく失墜させる事態となりましたことに、深くおわび申し上げます。この事実を厳粛に受けとめ、より一層綱紀保持及び服務規律の徹底を図り、町民の町政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。事件の今後の対応につきましては捜査の状況、裁判の結果等を踏まえて、厳正に対処していきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。 6月以降の行政報告について申し上げます。 新型コロナウイルスにつきましては5月25日、国の緊急事態宣言解除後、感染拡大は収まりつつありましたけれども、次第に感染が広まり、県内でも7月に鹿児島市内の飲食店でのクラスターの発生を皮切りに、各地でクラスターが発生し、本町の姉妹町である与論町でも発生いたしました。町内の有志団体や役場課長会からも支援金を送り、町からもマスク1万2,000万枚を提供したところでございます。幸いに現在は終息しており、ほっとしているところでもあります。近隣の鹿屋市や東串良町でも感染者が発生しましたが、その後感染者の発生は見られておりませんけれども、引き続き本町におきましても感染防止に向けて注意を払っていききたいと思います。 県政におきましては、7月12日の知事選挙で塩田知事が当選され、7月末に就任されました。早速8月26日には大隅縦貫道の予算確保、早期完成、サツマイモの基腐病に対する作物補償や農薬の認証、医療的ケア児に対する県の補助制度の新設などについて要望したところであります。今後大隅地域振興局の懇話会でも引き続き、要望活動をしてまいりたいと思っております。 国体につきましては塩田知事就任直後、2023年度開催に向けての動きが出てきました。本町におきましては自転車競技の1市3町の幹事町でもあることから、今後の状況が気になるところでありますけれども、2023年度以前に開催の見込みが非常に難しいと判断されることから、9月末で国体実行委員会の活動を休止し、鹿児島国体開催年度の決定如何によって実行
------	--

	委員会を再開したいと考えております。９月末休止に向けて関係市町、関係団体と調整してまいりたいと思います。 新型コロナ対策につきましては、これまで臨時交付金などを活用して対策を講じてきましたが、特に中小小売店や飲食店が厳しい状況におかれています。いろいろな活動が中止や延期、規模縮小など抑制されてきましたが、今後は「W i t h コロナ」で感染防止と経済活動を両立する方法を少しずつ実践に移していかなければならないと思っています。 議員の皆さんや町民の皆様理解と協力を求めながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上で行政報告とさせていただきます。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これで行政報告は終わりました。
	日程第５ 発議第２号
水口議長	日程第５、発議第２号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保を求める意見書について」を議題といたします。 本件について提出者の趣旨説明を求めます。６番、池田君。
６番池田議員	おはようございます。 発議第２号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財政財源の確保を求める意見書について」趣旨説明を申し上げます。 新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。このような状況において地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られており、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されるところです。今後とも自治体の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保の充実を強く国に求め、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向けた施策が確実に実施されることが必要であると考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。

	これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから発議第２号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を採決いたします。 お諮りします。発議第２号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、発議第２号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」は原案のとおり可決されました。
	日程第６ 承認第６号
水口議長	日程第６、承認第６号「専決処分した事件の承認について(令和２年度錦江町一般会計補正予算(第５号))」を議題といたします。 本件について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	承認第６号「専決処分した事件の承認について」ご説明申し上げます。 令和２年度錦江町一般会計補正予算(第５号)につきましては、補正総額は２,８１０万１,０００円の増額で、累計は７２億４,２８７万１,０００円となりました。 歳出につきましては、インフルエンザ予防接種助成事業１,１１４万３,０００円など、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費が主なものであります。 また、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金３,４１５万１,０００円で、一般財源からの組替分である６０５万円につきましては、財政調整基金を減額したものであります。 ご承認くださいますようお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。 第１表「歳入歳出予算補正」の歳入１４款「国庫支出金」及び１８款「繰入金」と歳出２款「総務費」及び４款「衛生費」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。

	これから承認第 6 号「専決処分した事件の承認について(令和 2 年度錦江町一般会計補正予算(第 5 号))」を採決いたします。 お諮りします。承認第 6 号は承認することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、承認第 6 号「専決処分した事件の承認について(令和 2 年度錦江町一般会計補正予算(第 5 号))」は承認することに決定いたしました。
	日程第 7 議案第 38 号
水口議長	日程第 7、議案第 38 号「令和 2 年度錦江町一般会計補正予算(第 6 号)について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 38 号「令和 2 年度錦江町一般会計補正予算(第 6 号)について」提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額 3 億 1,578 万 6,000 円の増額で、累計は 75 億 5,865 万 7,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出につきまして、新型コロナウイルス対策費における生活支援臨時給付金を 1 億 4,468 万円、電子黒板一式購入費を 3,060 万円、自治会公民館「新しい生活様式」対応支援事業補助金を 2,160 万円、並びに小規模事業者等継続支援事業補助金 600 万円、それぞれ増額するとともに、その他人事異動に伴う職員人件費の費目間の調整を行うものであります。 また、歳入につきましては、普通交付税の額の決定に伴います増額 1 億 4,357 万 1,000 円のほか、前年度繰越金を 5,334 万 4,000 円、新型コロナウイルス対策費に係る事業に充当する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を 1 億 9,184 万 8,000 円、並びに地域振興基金繰入金を 6,562 万円、それぞれ増額するとともに、余剰財源につきましては、財政調整基金繰入金の減額を行うものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。 第 1 表「歳入歳出予算補正」の歳入 9 款「地方特例交付金」から 21 款「町債」までと歳出 1 款「議会費」から 11 款「災害復旧費」まで及び第 2 表「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
水口議長	はい、2 番、浪瀬君。
2 番浪瀬議員	おはようございます。 私は荒茶加工整備基金のですね、繰入金が 590 万されていて、蒸し機のですね、更新工事を 590 万されるということで、耐久年数が来ているんだろうということでこれに反対するわけではないんですが、町長の考え方を

	ですね、ちょっと伺ってみたいと思います。 平成26年にですね、荒茶加工場整備積立金が8,360万円あったのですが、その年にですね、洗浄機を3,682万円で購入され、それから28年に台風災害のために出して、29年度にボイラー、生茶カッターを約1,000万、それから30年に貯水タンク、元年にコンベアの修理、それから今回ですねまた590万出されるということになれば、数年前まで8,360万あったのが3,200万に減るわけですね。以前は1,000万とか600万とかいただいて、貯めてこられたんですけども、平成30年に1回だけ256万3,000円入って、その時ももう1回限りだということで、その後も入ってこない状態であります。そうした時に、この年数からですね、5,000万ほど使うということとはもうなかなか大変な状況で、積立金も数年で、更新・更新でいったら数年でなくなるんじゃないかなあと。そうした時にですね、今まだ若い人たちがそこを利用しているいろいろ使っていらっしゃるわけですね。継続していかないと思うんですがそういう状況になった時に、町長としてはどういうふうな考えを持ってやられるのか、今でもって何だかの処置をしていこうと思っていいらっしゃるのか。その辺を伺いたと思います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	以前は指定管理をお願いして、毎年の基金があつてそれを基金に積んできた経緯がございますが、議員もご存じのとおりここ数年来茶価の低迷により、減反であつたり他の作物への転換であつたりということで、茶工場の収入というのは加工料しかほとんどありませんので、確保する量が減少してきているので、これはある意味やむを得ないのかなというふうに思います。今度国のほうで高価格作物ということで、お茶についてはある程度の手厚い支援がなされております。その条件として、3年間は栽培を継続するというのが条件になっておりますので、今後この3年間の間に茶農家の推移がどのようになっていくのか、茶価がどういうふうに推移していくのか見極めながら、存続するのか、存続するのであればどういう形で、今まで通りの形ですのかについては、生産農家の皆さんともこの今後3年間の間で茶価、生産面積そういうのを総合的に判断しながら、いずれかの段階で決定をしなければいけないかなというふうに考えております。 なお、基金が今3,000万円ちょっとぐらい今残っているわけですけども、茶工場はですね、水回り、ボイラーから水を多く使うところの機械が傷みやすいということで、特に蒸し機は修繕というか、取りかえる時期が他の機械よりも早くなっている所以で耐用年数には当然達しているんだろうというふうに思いますので、今後3,000万円の範囲内でどうにか維持していけるのではないかなというふうに考えております。
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	今町長が言われるように、反当あたり5万5,000円はいただくんですが、それはですよ、茶工場とは関係なく農家にいくわけですね。農家が今ま

	で茶が安くて大変やったから継続をしてくださいということで、私の一般質問にも出てくると思うんですが、そういう中ですよ、まだ3,000万あるからと言っても、そして数年後に考えようじゃなくてですね、やっぱり仮にどういう方法ですのかとか早急に対策をとっていかないと、今のを使っている方々は不安じゃないかなと。いくらになった時はもう売却をするとか、買い取ってくださいとか、町の施設だから町が何らかの方法でやっていくとかですよ。前もって示していかないと、土壇場に来てから、これはどうしようとか、それではですねなかなか上手くいかないんじゃないかなと。使っている利用者にしても不安があると思うんです。そのためには利用者の方々と話をして300万円以上、300万を超えた分は町の基金に入れてもらうようになっていますので、町長が1番ご存じですが、もうちょっと話をしてもらって増やしていってもらうとかですよ。300万をずっと下回って下回って言えば、出ていくのだけであって基金には入ってこない。どうせまた水まわりをしたからといってもですよ、いろんな面で修理は、茶工場の修理というのは結構金額がかかりますので必要じゃないかなと思うんですが。早急にそういう話し合いかれこれをされる考えはないですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	選択肢はいくつかありますし、浪瀬議員のおっしゃるとおりいろんな処分の方法はあるかと思います。私もそれ考えていないわけですが、先ほど言いましたとおり、国の政策により3年間は継続をするということが前提で国の補助金をほとんどの茶農家の方が、何人かは継続しない方もいらっしゃるけれども、大方の茶農家の方が国の補助金を受けて3年間は引き続き頑張ろうという意思表示を示しておられます。そういう意味で茶工場を運営していく1番の問題というのは、面積が減らないことだろうというふうに考えます。ということは、3年間は今作っている方々のほとんどが、3年間はお茶を作っていかれるだろうと。そうすると、最低限の加工料の収入というのは今の状態で確保できるのではないかなというふうに推理しております。当然のことながら、補助金を返納して途中で離農される方も当然おられると思います。 まずは来年度の1番茶の茶価の状況を見ながら、今使われている生産農家の方々と十分検討を進めていきたいというふうに考えております。
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	私が言ってるのはですよ、継続をされるわけですが、継続をして収益が300万を超えた分は基金に積んで、いざという時に使おうとする基金なわけですが、継続をしても、今までもずっと継続されてきたわけですよ、継続をしてきたけれども、300万も利益が上がってないわけですよ。その人たちはただそこで製造をして、ちゃんと商品をつくっておられていればいいわけですがけれども、やっぱり町としてはですよ、ちょっとでも上積み

	しないと、基金はどんどんどんどん崩れていくわけですよ。そしていざとなった時にどうするかと、もう辞めようとか、壊すとか、今の人たちに維持してもらうためにゆくゆくは買い取ってもらうとか、そういう選択をですよ、今でしてほしいと私は思うところです。維持するのはですよ、みんな維持していくんだけど、300 万以上の利益が私は出ないんじゃないかなと。ここ 10 年以上。この前宮崎の方が入られて 1 年間 200 何十万は出たんですけども、その後は出てないし、その前もずっと出てないわけです。それをずっと崩していくんじゃないかとちょっと何らかの方法は考えられないですか、という質問です。
水口議長	はい、木場課長。
木場町長	委託料が黒字に転じて基金に積むということは今の状況では非常に、たぶん無理だろうというふうには考えております。ですので、さっきから言うように 3 年間、国の支援に基づいて面積を維持されていきます。3 年よりも前に茶工場の存続について決断をしなければいけないということも当然発生するだろうと思います。 まずは来年度の 1 番茶の茶価を見て、そして現在の生産組合の方々と協議をまず進めていきたいというふうに考えております。
水口議長	3 間です。ほかに質疑ありませんか。 はい、7 番、川越君。
7 番川越議員	今の浪瀬議員の関連になると思いますけれども、F A さんが工場を経営していただいております。さっきから問題になっているその基金に積む、300 万を超える収益があった部分を基金に積むっていうようなことで理解をしてるわけですが、290 万っていう場合には積まなくていいわけだということですね、とすると、ここ何年かその 300 万を超す、これからも 300 万超していくような見込みがないというようなことであると、F A の財政状況というのは赤字なのか、290 万で止まっているのか、私たちは全く見当がいきませんが、今運営をしていただいている F A の財政状況等というのは今どういうふうになっているのでしょうか。大きな修繕であるとか、設備であるとかいうのは基金を使ってしていられるでしょうけれども、ちょっと内容が分からないので赤字なのか、それとも 290 万で止まっているのか。考え方はですね。300 万を超える部分をするわけですから。その辺はちょっとよくわかりませんが、説明していただけますか。
木場町長	はい、木場町長。
木場町長	産業振興課長に答弁させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	川越議員の質問にお答えいたします。 経営としてはですね今おっしゃるとおり、300 万以下です。今数字はちょっとここに持ちえておりませんけれども、とんとんといえますか、そのあたりで推移していると。赤字ではないというふうに聞いております。

水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	具体的な数字は今ここで示されないけれども、加工料と、それから出ていく経費についてはほとんどの経営をしていくということでいいわけですよ。そうするとやはり、今後の経営っていうのは大変なのではないかなあというふうに考えます。もしF Aさんが退かれた場合にこの施設というのが一体どういうふうになっていくのかというようなこともありますので、浪瀬議員が先ほど提案されたような形の中で、いろんなケースを今後検討していかなければいけないのかなというふうに考えているところで、この部分は今後検討していられるだろうと思いますし、数字について、もし明細が分かるようならば後で資料等の請求は出来ますか。お願いします。 私、もう1件お聞きしたいのですが、25ページの教育費でございます。今回トイレのB面のトイレの改修が720万ほど増額になっております。720万ってちょっと大きな金額の増額でございますが、当初とどういうふうに面積とか、またその建具の工事等というのが変更になったのか、当初ではそれは見込めなかった部分、検討がつかない部分だったのかなと思いますけど、その辺の説明をお願いします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	産業振興課長と教育課長に答弁させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	先ほどの資料につきましては、担当と協議をしましてお示ししたいと思っております。
水口議長	はい、教育課長。
今熊教育課長	バリアフリートイレの件で説明いたします。当初計画では、総合運動公園の中土手の上に、管理棟付近に建てる予定で計画されておりましたが、いろいろ検討しましたところ、場所的にはセンターのバックネット近くの土手、今古いトイレがある階段を降りた下辺りなんですけれども、そこら辺に決めて、土手の上ではなくて、土手をですね少々削り取ってしないと、バリアフリーにはなかなか難しいということで基礎を低くしました。その土砂を除去したり、張り芝をしたり、そういうところで経費が上がっております。そしてバックネットの近くですのでソフトボール等が建物に飛んでくる危険性もありましたので、人に当たるということでフェンスをつけて、防護フェンスをつけました。その辺のところでは上がっております。また、これはちょっと工事に入ってみないと分からないんですけども、ナイター施設の高圧のケーブルが通っているんじゃないかと、土を削ればですね。それが出てこなければいいですけど出てきた時の修繕、工事費も入れてあります。それらに付随する共通仮設費とか一般管理費が合わせもってちょっと増加しておりますので、そういうところの補正増というところでございます。以上です。

水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	説明はよく分かるのですが、当初の設計の時にもうちょっと慎重になされてよかったのではないかなというふうに考えております。金額もそうだし面積についても場所についても、それからケーブルについても、もう少し慎重な設計等が必要だったのではないかなというふうに考えるところですが、いかがですか。
水口議長	はい、教育課長。
今熊教育課長	はい。元気おこし事業を使っている関係でですね、昨年の申請の時点で、ざっくりといいますか設計をしているんですが、これがいわゆる設計屋さんによる正式な設計とかであげるものではないものですから、前年度交付金の決定を見た段階で、予算も計上いたしました。その辺もございましてですね、そういったところでございますので。今後は注意していきたいと思います。
水口議長	ほかに質疑ありませんか。 はい、6番、池田君。
6番池田議員	はい、2点ほど伺いしますが、ページは19ページです。農業振興費の永年作物抜根助成事業の13万3,000円ですね、補正ですが。これは不足分なのか、通常は1年間の予算が決められており足りなければ来年度という感じだと思っておりますが、どういうことか。 それと上の農業総務費のほうの18節ですが、豚舎が雨、雷なんかでやられたということですがどういう状況であったのか。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	池田議員の質問にお答えいたします。まず13万3,000円の永年作物抜根助成事業のことですが、ここにつきましては当初予算ではなくてですね、事業が発生した場合、申し込みが来た場合に予算化するようにということで聞いております。そこで、1農家の22aということで計上しております。 それから負担金、補助金及び交付金の202万9,000円の件ですが、ここにつきましては有限会社仮屋ファームの豚の被害であります。ここにつきましては7月の長雨によりまして、それから直接影響があったのが雷です。雷によりましてファン、空気を送るですね機械コントロールというのがありますが、ファンコントロールが15基故障いたしまして、その関係上空気が送れなくなりまして、豚が66頭亡くなったということであります。ここにつきましては補助がですね、総体で315万9,000円。国が半分見ます。そして町と県で10%ずつつけまして、202万9,000円と計上したところであります。以上です。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	今後ですね大雨とか台風とか増えてくると予想されますので、やっぱり今後はそういう農業関係、機械関係もですが、畜舎とかも、いろんなものに保険制度というのが、共済のものがあると思いますので、そういうふう

	に保険加入を進めることによって、要するに町からの出しをですね控えるような政策を進めていただきたいと思います。お伺いします。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	池田議員の質問にお答えします。その豚の保険についてはですね、だいぶ高いということですね、なかなか掛けられないというのは実情であるようです。ただ仮屋ファームさんについては何某からの保険を掛けていらっしゃるということでした。それで今後ですね保険につきましても、ある程度町のほうで補助はできないのか、そういう部分についても今後検討していきたいと考えております。以上です。
水口議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	それではこれで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 38 号「令和 2 年度錦江町一般会計補正予算（第 6 号）について」を採決いたします。 お諮りします。議案第 38 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
水口議長	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって議案第 38 号「令和 2 年度錦江町一般会計補正予算（第 6 号）について」は原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 39 号
水口議長	日程第 8、議案第 39 号「令和 2 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 39 号「令和 2 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額 89 万 5,000 円の増額で、累計は 1 億 4,256 万 1,000 円となりました。 歳出につきましては、システム改修負担金を 8 万 8,000 円、他会計への繰出金、80 万 7,000 円増額するものでございます。 また、歳入につきましては、後期高齢者医療制度円滑化運営事業補助金を 8 万 8,000 円、前年度繰越金を 80 万 7,000 円増額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。

	第1表「歳入歳出予算補正」の歳入3款「国庫支出金」及び5款「繰越金」と歳出1款「総務費」及び第4款「諸支出金」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第39号「令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」について」を採決いたします。 お諮りします。議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第39号「令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」について」は原案のとおり可決されました。
	日程第9 議案第40号
水口議長	日程第9、議案第40号「令和2年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)」について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第40号「令和2年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案の説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額2,254万3,000円の増額で、累計は13億294万7,000円となりました。 歳出につきましては、介護認定訪問調査員の報酬等を73万3,000円、償還金を1,987万9,000円、並びに一般会計繰出金を193万1,000円それぞれ増額するものであります。 また、歳入につきましては、前年度繰越金を2,254万3,000円増額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。 第1表「歳入歳出予算補正」の歳入8款「繰越金」と歳出1款「総務費」及び5款「諸支出金」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 40 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決いたします。 お諮りいたします。議案第 40 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 40 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について」は原案のとおり可決されました。
	日程第 10 議案第 41 号
水口議長	日程第 10、議案第 41 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	（木場町長、登壇）
木場町長	議案第 41 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額 539 万 3,000 円の増額で、累計は 1 億 5,130 万 6,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出につきまして、水道消費税 94 万 6,000 円、維持補修に伴う修繕料 200 万、並びに瀬戸山地区拡張工事に伴う工事請負費を 436 万 5,000 円それぞれ増額するとともに、公用車購入費用 29 万円、基金積立金を 165 万 2,000 円減額するものであります。 また、歳入につきましては、前年度繰越金を 555 万 3,000 円増額するとともに、工事負担金を 16 万円減額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	（木場町長、降壇）
水口議長	これから質疑を行います。 第 1 表「歳入歳出予算補正」の歳入 1 款「事業収入」及び 6 款「繰越金」と歳出 1 款「総務費」から 3 款「基金積立金」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 41 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。 お諮りします。議案第 41 号は原案のとおり決定することにご異議ござい

	ませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 41 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について」は原案のとおり可決されました。
	日程第 11 議案第 42 号
水口議長	日程第 11、議案第 42 号「令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。 本案について提案理由を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 42 号「令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額 104 万 6,000 円の増額で、累計は 2,839 万 7,000 円となりました。 歳出につきましては、麓地区浄化センター等の修繕料 104 万 6,000 円を増額するものであります。 また、歳入につきましては、汚水処理収入の滞納繰越分を 19 万 2,000 円、前年度繰越金を 85 万 4,000 円増額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。 第 1 表「歳入歳出予算補正」の歳入 1 款「事業収入」及び 6 款「繰越金」、歳出 1 款「総務費」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 42 号「令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について」を採決いたします。 お諮りします。議案第 42 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 42 号「令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について」は原案のとおり決定いたしました。
	日程第 12 議案第 43 号
水口議長	日程第 12、議案第 43 号「錦江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

	本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 43 号「錦江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 同議案につきましては、大尾自治会と落河自治会が統合したことにより、別表 1 に規定された往復車賃の内容を整理したいため、本条例案を提案するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 43 号「錦江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。 お諮りします。議案第 43 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 43 号「錦江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。
	日程第 13 認定第 1 号 日程第 14 認定第 2 号 日程第 15 認定第 3 号 日程第 16 認定第 4 号 日程第 17 認定第 5 号 日程第 18 認定第 6 号 日程第 19 認定第 7 号
水口議長	日程第 13、認定第 1 号「令和元年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第 14、認定第 2 号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第 15、認定第 3 号「令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第 16、認定第 4 号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」

	日程第 17、認定第 5 号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業サービス勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第 18、認定第 6 号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第 19、認定第 7 号「令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の 7 議案を一括議題といたします。 本件について、提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	認定第 1 号から認定第 7 号までの提案理由について説明申し上げます。 認定第 1 号から認定第 7 号までの各会計の決算認定議案につきましては、議会の認定に付するための全ての手続が終わりましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、本会議に提案するものでございます。 認定第 1 号「令和元年度錦江町一般会計歳入歳出決算」につきましては、歳入総額 77 億 4,325 万 2,000 円、歳出総額は 76 億 519 万 5,000 円となり、歳入で対前年比 7 億 3,301 万 1,000 円、10.5%の増、また、歳出で 6 億 9,384 万 2,000 円、10.0%の増となりました。決算収支の状況見ますと、歳入・歳出差引額は 1 億 3,805 万 7,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源が 6,471 万 2,000 円で、実質収支額は 7,334 万 5,000 円となっております。また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 795 万 2,000 円の赤字、積立金への積立額及び取り崩し額を加えた実質単年度収支は 9,130 万 7,000 円の赤字となっております。 認定第 2 号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」につきましては、歳入総額が 12 億 9,287 万 9,000 円、歳出総額が 12 億 7,530 万 3,000 円となり、歳入・歳出差引額は 1,757 万 6,000 円となりました。国民健康保険事業は、保険税負担と国・県からの交付金、補助金、繰入金で医療費を賄う制度であり、これらに伴います歳入及び歳出となっております。 認定第 3 号「令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算」につきましては、歳入総額が 1 億 2,687 万 1,000 円、歳出総額が 1 億 2,606 万 4,000 円となり、歳入・歳出差引額は 80 万 7,000 円となりました。後期高齢者医療制度の運営に当たりましては、広域連合と市町村は運営に係る事務を分担して行うよう定められており、これらに伴います歳入及び歳出となっております。また、歳入は保険料、歳出は広域連合への保険料納付金が大部分を占めております。

	認定第４号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算」につきましては、歳入総額が１３億１，７９３万３，０００円、歳出総額が１２億４，３３９万５，０００円で、歳入・歳出差引額は７，４５３万８，０００円となりました。歳入の主なものにつきましては、国庫支出金が３億７，８５１万８，０００円、支払基金交付金が３億２，７８５万２，０００円、介護保険料１億８，２７３万１，０００円などとなっております。また歳出は、保険給付費が１１億７，３６２万９，０００円で、全体の約９４．４％を占めており、そのうち主なものは、施設介護サービス給付費が５億３，８５４万２，０００円、居宅介護サービス給付費が３億９，０３８万８，０００円、地域密着型介護サービス給付費が１億２，６０２万５，０００円などとなっております。 認定第５号「令和元年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算」につきましては、歳入総額が９３４万７，０００円、歳出総額は９１５万３，０００円で、歳入・歳出差引額は１９万４，０００円となりました。歳入の主なものにつきましては、国民健康保険団体連合からの介護給付費が５６５万２，０００円、一般会計繰入金が３２０万４，０００円となっております。また歳出の主なものにつきましては、ケアプラン作成に従事する嘱託職員の賃金が４３２万４，０００円、肝属郡医師会からの出向職員に係る負担金が３１７万５，０００円となっております。 認定第６号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算」につきましては、歳入総額が１億１，９１８万円、歳出総額が１億１，１６２万７，０００円、歳入・歳出差引額が７５５万３，０００円となりました。歳入の主なものにつきましては、事業収入が９，００４万３，０００円、一般会計繰入金が２，１２０万３，０００円などとなっております。また歳出の主なものにつきましては、水道事業の運営に係る維持管理費、職員人件費等の総務費が６，１３０万８，０００円、公債費が４，１９３万４，０００円などとなっております。 認定第７号「令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」につきましては、歳入総額が３，０６７万２，０００円、歳出総額が２，９８１万６，０００円で、歳入・歳出差引額は８５万５，０００円となりました。歳入の主なものにつきましては、事業収入が７６５万３，０００円、一般会計繰入金が２，００３万１，０００円などとなっております。また歳出の主なものにつきましては、事業の運営に係る維持管理費等が、総務費が１，３８０万円、公債費が１，６０１万６，０００円などとなっております。 以上、各会計決算の概要をご説明いたしましたが、詳細につきましては、決算特別委員会の際に、各主管課長から説明させていただきますので、認定していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)

水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号までの7議案については、議長と監査委員の浪瀬君を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、日程第13、認定第1号「令和元年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第14、認定第2号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第15、認定第3号「令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第16、認定第4号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第17、認定第5号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業サービス勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第18、認定第6号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第19、認定第7号「令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定に関する7議案については、議長と監査委員の浪瀬君を除く、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたします。
水口議長	これで、休憩に入ります。 11時15分から開始いたしますので、一般質問の方は準備をよろしくお願いをいたします。
	11:04 休憩 11:15 再開
水口議長	休憩を閉じて会議に入ります。
	日程第20 一般質問
水口議長	次に、日程第20「一般質問」を行います。順番に発言を許します。 最初に、6番、池田君の発言を許します。6番、池田君。
	(6番池田議員、質問者席へ登壇)
6番池田議員	質問する前に、今回の台風10号は、予想より小さくなって、被害も少なかったわけですが、それでもいろんな方面に、それなりの被害も発生

	しているようでございます。また町道にも相当枝等が倒れ込んでおる状況が見受けられます。 それでは早速、1問目からいきたいと思います。茶農家への支援策等についてでございますが、茶の価格低迷は続いている中に、今回はコロナウイルスの発生による影響で、さらに価格低迷が広がるという惨状になっていると伺っております。国の支援策の中から本町におきましては、茶生産農家への支援策としまして、反当5,200円の肥料代の補助がありまして、7月末頃から10a当たり5,200円の肥料代補助の申請、受付がなされているところだと聞いております。またコロナの影響により、販売成績が下がった農家に国から10a当たり5万5,000円の支援もなされるとの話も聞いております。そのような中でありますが、令和2年茶生産農家における1番茶、2番茶の結果はどうであったのか。また今後の支援のあり方と後継者の育成についてどのような施策を講じていかれるのか、伺います。
水口議長	はい、木場町長。
	(木場町長。登壇)
木場町長	池田議員の質問にお答えします。 令和2年産の1番、2番茶の結果は、1番の販売額が税抜で3億1,600万円、対前年比92.9%。2番茶の販売額が税抜の7,300万円で、対前年比66.9%。1、2番茶の総額が税抜で3億8,900万円で、対前年比72.4%となっております。 今後の支援策につきましては、国が創設した茶を高収益作物として位置づけ、次期作物として生産を継続する茶農家に対し、10a当たり5万5,000円を支援する「高収益作物次期策支援交付金事業」や、町においては、地方創生臨時交付金を財源として創設した、次年度産茶の品質向上と事業の継続を条件に、10a当たり5,200円の肥料代を支援する「茶生産農家次年産茶支援対策事業」があり、これらの事業により支援してまいりたいと考えております。 また、後継者の育成につきましては、国県及び町単独事業の農業後継者や新規就農者への支援事業を活用して取り組んでいるところであります。具体的に申し上げますと、国の支援事業としては、年間最大150万円の資金を最長5年間受給できる「農業次世代人材投資資金」を始め、無利子の貸付制度や、機械施設等の導入のための補助事業があります。また農業経営に必要な基礎知識等を学習する「錦江町農業経営塾」や、パソコン簿記研修なども開催しているところです。さらに町単独の支援制度としまして「錦江町新規就農者総合支援事業」があり、機械等を導入する場合、事業費の2分の1を町が補助する「機械等導入支援事業」と、親元等に収納し

	た農業者に対し年間 100 万円の生活支援金を 2 年間給付する「親元等就農者生活支援事業」の 2 本立てとしているところであります。 今後ともこれらの事業を活用して、農業後継者の育成支援に取り組んでまいります。
	(木場町長、降壇)
水口議長	はい、6 番、池田君。
6 番池田議員	ただいま回答いただきましたが、まず茶の肥料代ですね、補助のコロナ対策による肥料代があるんですが、10 a 当たり 5,200 円という金額なんです、それにはやっぱり農家からの申請とか行政の受付などがあると思うんですが、聞いたところによりますと、行政としては 10 月か 11 月頃には支払いを行いたいという意向だと伺っておりますが、実際の農家側からの申請の状況とか、振込は実際どれぐらいになるのか、大体でいいですが伺いたいと思います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	産業振興課長に答弁させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	池田議員の質問にお答えいたします。 現在ですね、総予算としましては受益面積が 1 万 5,840 a。それに単価が 5,200 円ですので、823 万 6,800 円、25 戸の農家を予定しております。今ですね、茶の振興会のほうに事務のお願いをしまして、担当とですねやっております、10 月には支払いが完了できるようにしたいと考えております。以上です。
水口議長	はい、6 番、池田君。
6 番池田議員	はい。これに対する説明は、行政から会を開いてあったということですが、まだその後農家のほうにはいろんな申請やらそういうのがまだ滞っておったりするような話を聞きますので、早めにまた農家とも話し合いを進めて、早めの振り込みができるようにしていただければと思っております。先ほど町長からの答弁がありましたが、いろんな国とか町の支援のうちから肥料代の補助とか、国から前年度からですか、2 月から 4 月までの生産額が減少したところに、いろんな申請を行えば 5 万いくらかの支援があると聞いておりますが、先ほど述べられたいろんな新規就農とか親子等とかいっぱいありますが、これ以外に何かこう予想とか構想、何でもいいですが、他に何かこういうのをやりたいとかできたらなあというような考えはお持ちでないか伺います。
木場町長	はい、木場町長。
木場町長	今年 5 月ぐらいだったと思いますが、農協と肝属地区内の市町村長と今

	後の農政についていろんな検討を話して、その時私も1つだけ提案をしたんですけど、今共済組合のほうで行っている作物の作物補償の保険制度がありますけれども、基本的にそれに加入している農家っていうのはほとんど少ないと聞いております。特に、お茶については今非常に価格が低迷しています。低迷している段階で保険に入っても、90%しか補償しないわけですので、なかなか保険に入るといいう人が多分いないだろうと。そういうことで、その席でも、価格保障っていうのは過去3年間の価格に対して云々ではなくて、作物ごとに対する標準的な価格設定をした上でそれに対する保険料っていうのが、農家にとっては非常に良い制度ではないかなということを提案しております。国会議員の方にも、今の作物補償の制度ではなかなか入る人がいませんよっていうような話もしました。南さつま市だったと思いますけども、価格補償の保険料のいくらかを補助している、とうのこともあります。場合によってはそういう保険に加入しやすいような何らかの支援制度も必要かなというのを今検討しているところでもあります。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	はい。やはりですね今後いろんな災害が増えてまいりますと、いろんなところに支障が出てくるわけですが、やっぱり雷とかですね、大きな風によって施設の倒壊とか一部損壊とか来るわけですが、やっぱりいろんな作物やれ建物やれ、農業関係の方に共済組合の保険制度が今後広がっていくと思うんですが、どうしても足腰の弱い資金力のない農家はですね、最初に掛けるのを絞ってしまいますので、何とかこの一部、行政なんかの助成でもあればですね、そういう保険制度への加入も増えていくのではないかなというのはありますので、今後そういうのも進めていただければと思っています。 それから、国が今度5万いくらですか、申請により支給するということになっておりますが、これが確定しておればですね、農家の方々たちも今年中の支払いとかいろんなもので困窮されている方たちもおるかと思いますが、国の支援金は3月頃までには支払われるという話でございますけども、コロナ対策支援金も錦江町は早めに10万円配ったわけですが、そのように代わりに町のほうで、先に払っていくというような考え自体はないですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	産業振興課長に答弁させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	池田議員の質問にお答えいたします。 この交付金につきましてはですね、再生協議会といいまして、主に転作

	関係の仕事をしているところの通帳に入るといふふうになっておりますので、なかなか厳しいんじゃないかなといふふうを考えております。できるだけ前金払い申請とか、概算払申請とかそういうのができるようであれば、そのあたりを検討したいと考えております。以上です。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	先ほどの答弁の中に後継者へのいろんな支援とかの話も出ておりましたが、やはり数年前からのこのリーフ茶の値段の激安化からですね、茶農家の廃業、野菜農家への移行等見受けられております。そのような厳しい現実の中ですが、後継者の育成に当たっては茶農家の現在、将来への意識調査などは行われているのか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	産業振興課長に答弁させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	ただいまの意見にお答えいたします。 そこにつきましては、茶の振興会が田代地区、大根占地区にそれぞれ、そして合わせて錦江町のほうにも代表の方がこられて、そういう組織があります。その中で意見交換をしたりとか、そういう部分でですね、通常の異議申し立てとか、困っている相談とかにのっておりますので、ペーパーでいろいろ困っているとかというのは把握はしておりませんけれども、次年度の作付はどうするのか、どういう作物を植えられるのかとか、そういうものについては把握をしております。
水口議長	はい、6番池田君。
6番池田議員	はい。やはり茶農家を回ってまいりますと、ある程度高齢者と、65とか70歳とかになった方々はもう続かないので近いうちに辞めたいなあとかいうような話も伺うところですので、やっぱりこういう方々にも頑張ってもらえるような施策が必要でないかと思っております。 次に、以前有機栽培が国外で高額の販売がなされるとしてですね、本町でも外国への研修が行われたり、後継者の中にはこの有機栽培に取り組まれている方がいると伺っております。田代の後継者の中で、数名ほど取り組んでおられるようですが、本町全体として有機栽培の現状はどうなっているのか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	錦江町内における有機茶の栽培状況につきましては、現在、町内4工場で6名の方が3.81haの面積で取り組んでおられ、今後も面積が増える見込みであります。令和2年4月には田代有機研究会2工場3名と、今熊製茶1工場1名の2団体が有機JAS認定を取得しており、今後も安心安全な

	有機栽培に取り組む生産者が有機 J A S 認証を取得するものと期待しているところでもあります。
水口議長	はい、6 番、池田君。
6 番池田議員	はい、有機栽培はですねなかなかこう時間がかかるということで取り組みも厳しい。それからいろんな考え方もあると思っております。有機栽培に関してはですね、賛否両論ありまして、中には息子さんの有機栽培へのチャレンジに否定的な方もおられたり、そんな話も聞いております。そこで有機栽培にはですね、普通数年かかると思っておりますが、田代におきましては、もう何年も放棄された茶園が見受けられます。ある農家の方にこれを中刈り、育成して、有機茶に転用できないものか尋ねましたところ、長い間肥料をやっていないと樹勢が相当弱ってくるんだとのことでした。何らかの方法で有機茶として蘇らせることはできないものか、どうかして荒廃茶園を蘇らせられたら、有機茶の増産と荒廃茶園の解消につながるかと考えておるのですが、他にも何かよい方法はないものか、検討する余地があるように思われます。現在は、ユンボや中刈機などの今の機械力をもってすれば、改造はできるかもと考えているところです。この件に関してはどのように思われるか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	はい。私も一部現場を見たりしました。もう人間の背丈よりも高くなっていたり、機械でするにしてもそれぐらいの高さを処理する機械が今のところないんじゃないかと。いずれ人海戦術である程度行った上で、最後に機械でするということは考えられるでしょうけれども、相当な費用がかかるというふうに見込まれます。あともう 1 つは、例えばそこの補助が、抵当権が設定されていたりとか、そういうことも考えられたりしますので、どうしてもですね J A S 認定を早く取るっていう方法については、そういうことも考えられるかなと思いますけれども、費用的にちょっとかかるのではないかというふうに考えています。
水口議長	はい、6 番、池田君。
6 番池田議員	私はよく道路の枝等をですね、それから草木なんかをユンボの先にチョッパーを付けて、矢崎組さんがですねやっているのをよく見かけましたが、個人でも今持っている方もおられますがああいうの利用すれば、結構もうユンボですので、そういう荒廃の茶園の中の改造もできるんじゃないかと考えております。 次に、近年抹茶、抹茶というのは当たり前の抹茶と呼ばれるのがあって、私が言いたいのは粉茶のことなんです、それなどが料理に使うなど、幅広い活用方法があるとテレビなどでも盛んに報道されておりました。

	た。また、インフルエンザなどの風邪にもよいのではないかという情報も聞かれるところだ。このようなことから今後ますます粉茶の需要が広がるようであれば、広がるようであるんですが、茶生産農家の意向を探りながら、製造器一式の導入補助は考えられないものか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	抹茶、碾茶等につきましては緑茶同様、在庫が非常に多く残っている状況だというふうに認識しております。現時点で町内の茶工場で抹茶製造をしているところはありませんし、碾茶の製造機械の導入を希望している工場も今のところありません。輸出向けにつきましては、有機の碾茶であったりとか増加傾向にあるとは聞いておりますけれども、今後、抹茶、粉茶の製造機械を導入する希望なんかがありましたらですね、国の補助事業であったり、何らかのそういう支援をできないかということは十分検討に値するのではないかと考えております。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	今リーフ茶の販売が低調であるものですから、何か茶を活用できないかというのであれば、今有機茶にチャレンジされている中でもですね、抹茶とか粉茶を製造して、例えば鹿屋にできたJAの「どっさい市場」などへの販売も視野に入れている方もおられるかと思います。仮想の話ですが、検討の余地が今後はあると考えております。この粉茶、抹茶にはですね4、5年前から私も注目しておりまして、田代のある茶販売の方から購入して普及を少しずつですが進めているところです。お湯でもいいし、夏場だったら水で溶かして冷蔵庫で冷やして利用するなど、活用方法があるようです。最近では愛好者の中で、自分で手ごろな大きさの茶碗をですね、陶芸教室で自作、これに粉茶を適量入れまして湯を注ぎ、専門の道具「茶筌」というのでかき混ぜて自分でいただいたり、またお客さんに提供したり、いわば難しい茶道を簡素化して、まさにお茶のお茶飲み自体を楽しんでおられるというところを見ました。このようなことから次に行われる秋まつりとか花瀬まつり、夏祭り等イベントの際にはリーフ茶の入れ方の実演販売に並んで、粉茶の試飲や販売を行うことで購買意欲を高めていく必要があると感じます。お茶のコーナーでリーフ茶と粉茶の入れ方の実演を両方一遍に行うことで、相乗効果も期待されると思います。まだまだお茶の販売促進の方法はみんなで考えなければいけないところがございますが、この点についてお伺いいたします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	今年はコロナ禍の状況でお茶に限らずですが、いろんなイベントがなかったような状況で、先ほどおっしゃったようなそういうリーフ茶であって

	も粉茶であっても試飲させるような、そういう機会がほとんどなかったというふうに考えております。おっしゃるとおり、リーフ茶だけでなく粉茶についても今後の需要はあるというふうに思われますので、いろんなそういうイベント、現在はイベントを行われておりませんが、可能な限り茶振興会であったり、農協あたりに働きかけてそういうイベント参加、お茶普及のためのいろんな啓発活動にも取り組んでいきたいというふうに考えております。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	はい。今後、本当にお茶農家は困窮しておりますので、いろんな施策を必要としているところであると思います。 続きまして国道の災害復旧工事について伺いたいと思います。今年の7月の大雨による災害では、本町の城ヶ崎に崖崩れが発生して通行中の自動車1台が巻き込まれ、危うく尊い命を亡くすところでした。ヘリコプターによる救助活動などが全国放送で流れたところでございます。 この国道269号線の城ヶ崎付近におきましては以前から崖崩れの危険性があり、住民の中には通行中に不安を感じている方が大勢おられるようです。これまでも何回か災害が発生しており、今後医師会立病院の信号から今回の災害現場までの間を、総合的に対策を講じなければ、住民や通行人の安全安心が損なわれるが、国や県に工事の要望をする考えはないか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	ご指摘のとおり、今回の災害箇所につきましては、国道を管理している県大隅地域振興局の建設部に確認いたしましたところ、来月国の災害査定を受検するということとなります。復旧工法としましては、巨石の除去、法面安定工、防護柵の復興、道路西側のガードケーブル復旧工事などを予定しておりまして、災害査定後、予算が確保でき次第工事を発注することとなります。今後の対策としましては、医師会立病院の信号から今回の災害現場までの区間につきましては、法面上部からの雨水を集水するため、排水工を実施し、法面に点在する岩石については撤去できるものは撤去し、撤去できない岩石は金網ネット等で固定することとなります。さらに法面から崩れてきた土砂等につきましては防護柵工の計画をすることでした。県としては予算確保が出来次第、着工したいとありますが、今後も町民が安全に通行できるよう、県、大隅地域振興局への要望を引き続き行ってまいりたいと考えております。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	はい。そういうふうに進んでいるというのはとても嬉しいことです。言

	葉が重なる場所があると思いますが、今回の崖崩れを機会にですね、大根占の方々から、やっぱり先ほどの総合病院のあたりから災害現場までは現在は草に覆われていて、分かりづらいんですが、転びそうな石がいくつかあると。それから大雨やもし地震が起きた時など、そこを通る時とても怖いという話を聞くことが多くなりました。なるほど、現地を見てみますと、そのあたりは1回調査してみることが必要だと感じました。町長も転び石の状況とか転びそうな石がある情景とかをこれまで見たことはございますか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	直接地肌の石を見たことはありませんが、今回の崩落の後の状況を見てみますと大きな転石があるというのは、私も確認しております。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	やはり国も度重なる災害により多くの災害復旧費が必要となり、予算化も難しいのですが、まず地方から声を上げて県や国への要望出していけばいつかは予算計上の運びとなると思いますので、早めに行動を起こしたと思うところでした。今先ほど国の対応も述べられたところでございますが、通行される方の安心が得られればとの思いでのこの質問をしたところでございます。 次に、今度の災害でもまた関連するんですが、町道における支障木の伐採について伺いたいと思います。マイクロバスなどの大型車は、道路上に差しかかっている枝等を避けるために中央寄り走行しているのをよく見かけることがあります。これにより衝突を避けようと対向車がやっぱり左へ寄り過ぎて、脱輪の危険性も増えてくるわけです。このようなことから、町内で道路上にはみ出している木の枝が運転の邪魔になっているところが多く存在しているが、今回7月の災害のために迂回路になった神川上の町道や、姉妹町として関係の深い盤山のあじさいロードについては早めの伐採が求められておりますが、どのような対策がなされるか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	町道の支障木伐採につきましては各自治会からも多くの要望が出てきております。個人所有の山林等につきましては、本来所有者の方が伐採していただくのが基本でありますけれども、町内に居住されていない方や管理人の方が分からないなど様々な理由で放置されているのが現状であります。先月8月号の広報誌にも、建設課から道路及び歩道に張り出している通行の妨げになっている木などについては伐採してくださいというお願いもしたところであります。また通行の支障になった木や竹などについては、所有者の方々の同意をいただければ現地を確認して、伐採を検討したいと

	考えております。ただし限られた予算の範囲内で実施することから、要望に沿えない路線もあるというふうに考えております。7月8日に発生した国道269号線の災害で迂回路となりました町道厚ヶ瀬線、町道坂ノ上線、町道宇都線については木の枝などが車両通行の妨げになったため、所有者の同意を得た上で、急遽、建設業者、町職員で伐採を実施したところです。現在町道の草払いについては町シルバー人材センターに年間委託しており、各路線を計画的に作業を進めていただいております。ただし作業的には路面から高さ2メートルの範囲での作業となります。今後も連携をとって計画的に伐採作業を進めていきたいというふうに考えております。 町道鵜戸野盤山線のあじさいロードにつきましては、盤山自治会の有馬さんが町道敷に平成9年からアジサイの植栽が始められ、開花の時期には多くの方が訪れていると聞いております。当初は小中学校の部活動の一環として年2回の伐採が行われておりましたが、平成30年からはシルバー人材センターに委託して7月ごろに伐採している状況です。今年度も7月中に行う計画でありましたが、梅雨が長期化したため8月に伐採したところです。このようなことから、今後もシルバー人材センターに委託をして伐採してまいりたいと考えております。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	今回の迂回路におきましてはですね、期間中に軽自動車などが側溝にはまってしまう事例が3件あったようです。私も実際引き上げに参加した経緯がございますが、その時運転手に伺ったところやはり大型車が中央に寄って来て走ってきたのでびっくりして、ハンドルを切り過ぎて側溝に入ったという話を伺いました。町長も今回迂回路を利用されたと思いますが、あそこを通過して草木とかカーブ等、どのように感じられたか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	今度の台風の時も当然通行止めになるだろうということで、建設課のほうには再び迂回路の準備を進めなさいと。できたら側溝のところに蓋でもかぶせられないかっていうことも検討しましたがけれども、車の重さに耐えられる側溝ではないというようなことから現状のままになっております。事前に通行止めになるであろうということを想定して草払い等も、職員ないし事業者をお願いしたところです。もともとあそこは町道でありますけれども、国道の迂回路ということを想定してつくった道路ではありませんので、カーブが多かったり、幅員が狭かったり、迂回路としてはちょっと厳しい道路であります。距離的には1番近い道路ですのでスピード制限をしながら上手く使うしか方法がないかなと思っております。もうおっしゃる通り迂回路としては非常にカーブが多かったり、幅員が狭かったり非常

	に厳しい道路であるということは認識しております。
水口議長	はい、6 番、池田君。
6 番池田議員	あそこはですねやっぱり災害の迂回路となりますと、町内外の通行者も多く、いわば錦江町の災害時の顔と、道路としてですね、なります。今後も度々の利用が懸念されますのでしっかりと早めの対応が求められると思います。やはり初めて通った人たちは特に看板設置が必要だと言っておられました。中央公園を通ったあと厚ヶ瀬をぬけて鹿屋へ行くのか、田代へ行くのか、下へ下るのか。そこあたりの看板設置も欲しいという話も聞いたところでございます。 続きましてアジサイロードについてですが、盤山のアジサイロードの摘採作業は町道の除草作業の一環として毎年 1 回行われるとのことですが、ここの町道におきましても高枝等がはみ出しているところが多く見られます。各方面からの見物客も増加しており、名前も知れ渡ってまいりました。また姉妹町である与論町関連の訪問者も多く、自治会としましても道路沿いの支障木の除去を強く願っているものであります。また関連しまして、先ほど述べられたんですが、アジサイの剪定作業は適期があるようですのでシルバーさんとも協議して町道盤山線の除草作業を行っていただきたいと考えます。先ほど、アジサイロードのアジサイについてもありましたが、この盤山道路のはみ出している枝なんかについての除去についても何か考えがありましたら伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	枝等の除去につきましては先ほど申し上げましたとおり、所有者の了解をえないといけないというのが大前提ですので、そこがですね、了解が得られたら要望があったところについては順次実施をしてみたいというふうに考えております。
水口議長	はい、6 番、池田君。
6 番池田議員	はい。アジサイの剪定からまずいきますが、これには今回やっぱりそういう長雨の予定だったのか、いろいろ何かシルバーのほうで剪定作業におけるトラブルもあったようですので、作業内容また時期につきましてはしっかりと協議を行ったほうがいいと考えております。 最後になりますけど、以前平成 26 年私も田代支所で行われた 12 月議会定例会において、道路上の枝等除去の計画的な考えはないか、一般質問を行いました。当時の回答といたしまして、今同じようなことでございますが「高所作業用の重機を使い、支障のあるところを優先し、予算の範囲内で実施している。今後も要望等を通じて予算の範囲内で対応していく。」とのことでした。特にその了承が、地権者の了承が必要であるということ

	もありました。現在も要望に応じて順次対応されていると思います。これらの要望書を提出するのに自治会長さんもですね、大変なことだと考えているところでございます。そんな中で私は逆に行政のほうから、「今回はどこからどこまでの伐採を行いたいの、関係する地権者や自治会長さんにはご協力をお願いします。」というようなふうに流れを持っていけたら、皆さんもより協力的になって早く解消できるのではないのでしょうか。この件についてはどうでしょうか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	新しい提案だと思いますので、担当課を含めて来年度の実施に向けて検討してまいりたいと思います。
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	このような事業を行うにはそれなりの予算も手配しなくてはならないのですが、ふるさと納税のシステムも活用すれば新たな財源確保の道も開けるのかもしれない。住民の皆さんや通行される方々が安心して運転できるよう願ひまして、質問を終わります。
	(6番池田議員、質問者席から降壇)
水口議長	時間ですので、ここで昼食に入りたいと思います。 川越議員は1時からの開始をお願いします。
水口議長	1問だけでもいい。はい、それでは皆さんの要望に応えます。 はい、7番、川越君。
	(7番川越議員、質問者席へ登壇)
7番川越議員	今日は質問者が多いので、簡単にいきたいと思いますのでよろしくお願いします。 まず町の各種イベントあるいは地域の活動のあり方についてお伺いをいたします。コロナ禍で感染防止のために三密を避けてマスク着用、手洗い、うがい、こういったことはもう住民の方が最近も本当に一生懸命詰めていただいておりますというそういう状況下であります、これまで活発に行われてきました文化的な活動あるいはスポーツ的な活動、あるいは経済振興に係るイベントと、そういったものがことごとく中止をされてまいりました。感染者を1人も出さないということであればこれはやむを得ませんが、ワクチンが開発されない限り、来年以降も非常に実施できるかどうか全く目処が立たないというような状況であります。しかしながら国が言う新しい生活様式に対応しつつというのは、さっき言いましたようにマスクをするとか、手洗い、うがい、そういうものをしていく、あるいは対応を図っていく、そういったものに対応しつつ、全て中止ではなくてできる限り規模を縮小するなりというような形の中で、新たな実施の方向を今後探ってい

	くべきではないかなあというふうに考えるところです。そこで 11 月にいつも実施されております戦没者の追悼式並びに社会福祉大会について、今年もどういう形でやっていかれるのか、町長が社協の会長でありますのでこの辺の捉え方としてはいかがかなということで質問いたします。
水口議長	はい、木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	川越議員の質問にお答えいたします。 イベント等につきまして国は万全の感染防止対策を講じた上で、収容率や参加上限などの制限を設けることを通知しております。その中で町主催行事も含めた地域行事についても特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可としております。町としましてもこれらを遵守し、中止ありきではなくて、実施に向けた方策を検討するよう職員に指示したところでありまして、一部の行事等におきましてはオンラインでの参加や閲覧ができるように工夫して実施しているものもございます。 戦没者追悼式につきましては、今年度は 11 月 20 日に開催する予定としております。参加者の制限や入場前の検温、健康状態の申告など、感染防止対策が必要かと考えており、例年とは少し違う形で実施になるかもしれません。なお、遺族会の皆さんにも高齢になっておられますので開催の可否につきましては改めて直近の県内の感染状況などを踏まえ、慎重に判断してまいりたいと思います。 今年度の社会福祉大会は 1 月 31 日の開催を予定しております。感染防止対策などの実施方法は今後検討してまいりますが、こちらも開催前の県内の感染状況を踏まえ改めて判断したいというふうに考えております。
	(木場町長、降壇)
水口議長	はい、7 番、川越君。
7 番川越議員	慰霊祭等についてもやっぱり規模を縮小して代表者のみの参列というような形で、場所も文化センターの会場ではなくてもっと別な開けたところで、代表者だけでやるというような形も検討していかれたほうがいいのかというふうに考えるところです。 次にサロン活動についてでございますが、今回 2 次の交付金の中で、サロン活動に参加されている 1 人当たり 3,000 円の交付金という形で交付をさせていただけるようになりました。これについてはマスクや消毒液とかいろんな体温計であるとかっていう物を買っていかれるだろうというふうに考えるところです。サロンの重要性っていうのは認知症対策の一環でございますので、できるだけ縮小しながらも回数が減らない、月に 1 回でも開催ができるような努力をお互いにしていっていきべきだというふうに考えてお

	ります。そこで、公民館についてもいろんな施設に対して今回交付金が設定されておりますので、空気清浄機であるとかというようなものも購入をされていくだろうと思いますが、ただサロンの内容として室内だけで行う部分ではなくて、ちょっと外で公園で、あるいは屋根のちょっと出たところ、雨をしのげるようなところでできるような、その内容の指導というのも今後必要ではないかなというふうに考えます。サロンが室内だけで行われるのではなくて、もうちょっとこう幅のある内容を研修されて、指導されていくべきだというふうにそういった方法がいいのではないかというふうに考えております。サロンについては別段、お答えをいただけるところがあるでしょうか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	サロン活動については川越議員の考え方と全く一緒であります。6月からですね、感染防止に注意しながら再開しなさいっていうようなことで担当課にも指示をしたところであります。私も時間を見て、町内40ぐらいのサロンのうち30近くをずっと周りました。屋外を主体的に活動している団体もありますし、屋内を主体的に活動しているところもあります。「料理教室をしたいんだけど、してもらえないだろうか。」っていうところもありました。「テーブルがないのでテーブルが欲しい。」「椅子がない。役場で古いのはないだろうか。」とそういうのも聞きました。そういうことを含めて今回の1人当たり3,000円を上手く利用しながら、引き続きサロン活動は継続していただきたい。そのためにやっぱり感染防止を十分した上でっていうところが大前提ですので、安全面を確保しながら極力サロン活動は継続していただきたいというふうに考えております。
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	次に、文化祭と生涯学習大会の催し方についてでございます。文化祭と生涯学習大会についてはもう早々に中止の通知を受けているところでございますが、舞台の発表については非常に密な状態になりますし時間的に何名という分区切りができませんので、これはもうやむを得ないとは思いましたけれども、作品展の作品の展示についてはやはり方法というのがあるのではないかなというふうに考えます。公民館講座も全部シャットアウトをされたわけでありませんし同好会等もございますので、そこで作品等の制作もできているだろうというふうに考えます。また今年作ったものでなくてもずっと継続して作っている部分を展示していくということも、大事なことというふうに考えておりますので、作品部分についてはできるだけどこかで展示ができて、その展示を見る時にマスク、手洗い、うがいというような形で接していただけるような方法がいいのではないかというふう

	に思っているところです。あるいはその文化祭自体がもう全然できない場合には、著名な作家の作品を何点か展示をしていただいて、町民の美意識とか鑑賞力を高めていくといった取り組みでもいいのかなと。ですから今年はどうしてもいろんな形で中止になりましたけれども、やっぱり知恵を働かせながら何か良い方法を、住民の文化性のあるものをというようなことで、努力を今後お互いに出来たらいいなというふうに考えているところです。 1 番の問題は 1 月の 3 日の成人式でございますが、これについては新成人が組織した協議会の中といろいろ話をしていかれるというふうに思います。そこで成人式の場合には県外にいろんな方がいらして、なかなか町内だけという区切りができないのではないかと思います、この対策についてはどのようにお考えでしょうか。
水口議長	はい、畑中教育長。
	(畑中教育長、登壇)
畑中教育長	川越議員のご質問にお答えしたいと思います。 イベント等の開催に当たりましては先ほど町長答弁しましたとおり、基本的にはそのことを教育課としても順次考えているところです。 まず文化祭と生涯学習大会、その経過については川越議員がご指摘されたとおりです。毎年 11 月ごろ町内の文化団体とか学校、幼稚園、公民館講座等の成果の発表の場ということで非常に盛り上がりを見せて、すばらしい取り組みになっておると思います。さて今年につきましてはですね先ほどからご指摘のある通りコロナウイルス感染症の拡大が広がったものですから、例年であれば 9 月の中旬に生涯学習大会実行委員会役員会というのを持って計画を立てているところでした。でも本年度につきましてはそういう事情がございましたので、早々に 8 月の時点で文化協会の方々にご相談を受けました。開催の方向も模索もしてみました。その中で出された意見としましては、感染予防いくら徹底しても密の状態、やはりステージ発表の分は難しいと、先ほどご指摘のとおりです。それから活動自粛によって文化発表というのはやはり準備期間が必要で、作品もそれなりの、これまで貯めおいたものもあるけれども、やはり今年の活動がなかなか上手くいかなかったということで作品を作るのも難しかったと。学校関係、高齢者施設等についてもやはり今年の作品は出来上がらないので無理を言ったらということも非常に支障があるということを踏まえまして、苦渋の決断でしたけれども。教育委員会といたしましてもですね、例えば今話題のオンラインによる発表会とかいうのもできないんだろうかということも検討してみました。そういうことも提案もしてみましたけれどもなかなか何より

も出演者自身が非常に心配だと。やはり年齢が非常に高いということが、失礼な言い方だと思いますけども、そういうことを1番文化協会の方々もおっしゃいました。子どもたちから高齢者まで幅が広くてやっぱり対策をとってもみんなが集まってくるというのはちょっと今のところ厳しいんじゃないかという判断で先ほどご指摘のとおり中止という判断にさせていただきました。ただし文化活動が低迷になるのは心苦しいということで、今回の先ほど補正予算の中にも出しておりましたけれども、社会教育関係活性化事業っていうのを設けまして、その中で文化協会のコロナ対策補助金ということで110万程度設けまして、その中で活動がなかなかできなかった活動の活性化、コロナ対策の予防ということと、それからご指摘のとおりその全体ではなくて出来たところの中で、活動の発表が何かできるんだったらそれを模索していただけないかというふうに提案してございます。その活動の発表の場につきましては、今議員から提案がありました通り、今後例えば交流センターの一角に提示してもらおうとかそういうのも全然十分可能かと思っております。だからそれぞれの団体ごとにみんなが集まってというのはやっぱりちょっと避けていきたいと思いますが、そういう団体ごとの活動展示の発表の場っていうのは十分確保できるかと思しますので、そこらあたりはまた担当のものと、それから文化関係の団体とご協議を進めてまいりたいなと思います。

それから青年団のほうもですね、町民の危惧を感じまして何とかこう盛り上げたいということで、ドライブシアターというんでしょうか。それも検討してくれました。今後実施に向けて、今回予算が通ることになりましたらそういう形でまた我々教育委員会もバックアップしてあげたいなと。ドライブシアターの中で地方の物産品の購買の場にもできないのかなあとということで、またそこらも模索して検討してまいりたいと思います。

最後になりましたけれども成人式のことです。成人式については現在のところですね、令和3年1月3日の開催に向けて取り組んでおります。成人式っていうのは一生に1度しかございませんのでお祝いのお場ですのでぜひ開催に向けて何かできないかと、その対策をこれから講じないといけないだろうと思っております。三密を避けるとか。もう早々にですね、8月の17日の日に新成人の対象のほうに第1回目の実行委員会を開催いたしました。そう中でも新成人のほうからも実施に向けて取り組みたいというご意見をいただきまして、記念品とか今後のスケジュールについても一応検討しているところでございます。今回の成人式の対象者がですね、83名です。そして例年関係者、来賓の方々が50名程度と思っております。そうすると合わせても130、140名程度ですので例年行っているホールの3分の

	1と考えて、十分対応は可能じゃないかなあと。もちろん県外のこともありますので、その直近の現状に応じて、そこらあたりまた検討してまいりたいと思います。それから必要ならばオンラインでのこともまたできるのかなあと。そういうことも今後模索しながら、新成人のお祝いの方ということで実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。議員の皆さん方にもぜひ例年どおりご参席いただきまして、新成人をお祝いしていただけるとありがたいと考えております。以上です。
	(畑中教育長、降壇)
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	私が申し上げたかったのは、いろんな形の中で経済的な浮揚効果もなく、文化的なものもスポーツ的なものも活動がなかなかコロナで中止していくと、できるならばもっと方向転換して、屋内のものは屋外で、できるものならば。県境を越えないものであればそういった形の中でいろんなイベントを実施していく、コロナコロナというような、そういうことばかりではなくて、また従来のような活動ができる日が来るまでの繋ぎとして、いろんなものを絶やしていかないという、そういう努力をお互いにすべきじゃないかなと思いましたが、今回こういう質問をさせていただきました。 1番気がかりは結局、成人式の県外から、あるいは東京方面から来るなどとは言えないけれども、やはりその対策というのが1番大事なことかなあというふうに考えます。皆さんコロナに対しては常識的なものになっておりますから心配はないと思いますがどうぞ念を入れて計画をしていただくようにお願いします。
	(7番川越議員、質問者席から降壇)
水口議長	これで一般質問の午前の部を終わりたいと思います。 昼は1時からよろしいですか。 次の会議は午後1時より開会したいと思います。昼食をお願いします。
	12:10 休憩 13:00 再開
水口議長	会議を開きます。川越君の発言を許します。 はい、7番、川越君。
	(7番川越議員、質問者席へ登壇)
7番川越議員	では、午前中に引き続き質問をいたします。 SDGsの事業の取り組みについて、余り私も詳しく分からないのですが、少し勉強もさせていただきました。2030のSDGsの持続可能な開発目標は2030年に向けた国際的で17のゴールと169のターゲットが設定されているというふうに知ったところでございます。全ての人が人種、性別、大人子どもを超えて、それぞれの立場から目標達成のために行動し、自分

	の行動がどういうふうに世界と繋がっているのかというようなことも大事なことであり、また誰１人取り残さないというそういったキーワードというのもの、一応理解をしてみました。 まち・ひと・しごと創生戦略が発表されてから地方公共団体にもSDGsの達成に向けた取り組みの推進が示されたというふうに聞いているところです。先般本町の広報誌でもって、本町の持続可能な未来を考える合同研修が北海道のニセコ町と下川町だったかな、で実施をされたというふうに聞いたところでございます。近辺においては大崎町あたりがごみのリサイクル等を主体にした、そういった事業に取り組んでおり、国際的な活動をなされているわけですが、本町においてもいよいよSDGsの事業に取り組まれるのかなあというような期待もあるところです。 そこで今本町のSDGsの事業の段階といいますか、そういったものはどんなふうなのか、それから研修後この事業についていろんな本町の取り組みがなされたかと思いますが、その辺をまず伺いたいと思います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	国のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、地方創生SDGsの実現など、持続可能なまちづくりに地方自治体も取り組むところとされたところであります。このように、議員の質問にもありましたように、第１期地方創生総合戦略プロジェクトを支える土台づくりの具体的な施策であり、見習うべきと判断した自治体との政策連携推進と人材交流促進において、昨年１０月２９日から１１月１日までニセコ町と下川町を合同研修で訪問し、まちづくりの視点からSDGsについて研究をさせていただきました。 その後本年３月に策定しました第２期錦江町総合戦略においても人づくりの具体的な施策として、持続可能な社会の実現のための環境教育などを盛り込み、教育委員会と連携して本年度から５ヶ年の間、小学生SDGsの教育事業をスタートしました。 また民間企業と連携した取り組みとしまして、７月７日、鹿児島相互信用金庫さんと地方創生SDGsの推進に係る包括連携協定を締結して、先進的な取り組みや知見を提供していただいております。その具体策として７月の１１日に大根占小学校の５、６年生を対象に総合学習の２時間を利用して「SDGsワークショップ」を開催したり、将来どのような町になったらいいのか、そのために自分たちは何を始めたらいいかなどの話し合い活動を実施しております。 また、９月２９、３０日に神川小学校などの５校を対象にSDGsの視点から「オンラインお仕事バイキング」を行うこととしております。 今後とも両町で研修した成果を生かしながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。
水口議長	はい、７番、川越君。
７番川越議員	学校と一緒に、言えば、私が質問する２問目の、小学校との関連も含め

	て町長のほうから回答をいただいたような感じになってまいりましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。 ニセコ町あたりで研修が進んでから、小学校においては7月・8月にかけて子どもたちのゲームを通してのワークショップとか、あるいは教職員の研修会も実施がされたようでございます。そういった中で、本町についてはSDG sの事業として特化したものというのは、学校の教育との関連を示すプロジェクトの計画でありますか、今おっしゃる段階というのは。それを、言えば、推進していくために、総合計画の中に入れなければなりませんので、そういう手法をとられたということでしょうか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	教育だけではありませんで、17の項目っていうのは、いろんな分野に産業から保健福祉もいろんな分野まで含んでおりますので、教育だけについてということではありません。今度新しく総合振興計画の改定版も作りますけれども、全ての項目を総合振興計画の中に盛り込むようにしております。 小学生とか、子どもたちを対象にするということは非常に効果が目に見やすい。SDG sとはどういうことであるかというのを町民の方々に理解していただくためには1番良い方法ではないかなあと考えております。ひいては町民全体に、SDG sは何ぞやと。そのために行政がすべきこと、町民はどうすべきかということをそれぞれの項目ごとに応じてですね、それを具体的に、総合振興計画の中に落とし込んでいけたらいいなというふうに思っております。
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	2021年から25年5ヶ年の計画を、総合振興計画を、今年策定する中にSDG sの事業を入れてしまったという意味でしょうか。それともそういう取り組みをしますので、私がお聞きしたいのは、例えばですね、大崎がやっているようなごみ資源のリサイクルを特化した部分の事業であるとか、ちょっと調べてみたんですが、女性で何かこう、女性を生かした何かがないかなと思っておりましたら、福井県の鯖江のほう眼鏡のフレームとかいろんなものを作って、多くが女性の方がそういう労働力になっているので、女性のパワー、エンパワーメントを拡大していくそれを重点的に特化していこうというような、その事業の、言えば特定した、創生事業として特定した、そういった設定をしていらっしゃるんだらうと私は理解しました。それと鳥取県の日南市のほうが林業経営の創出事業をSDG sの事業でやっていると、こういうふうに具体性を持ってやっていらっしゃるのですが、本町のSDG sの事業については、特化すべきものがあるのでしょうか。
木場町長	はい、木場町長。
木場町長	国連が定めた17っていうのは地球環境とかそういう大きなものから、例えば、1人も取り残さないとか、そういう全ての自治体に共通することが

	ほとんどであります。ですから、それぞれの町でこれだけはどうしてもやりたいということがメインになって、例えばさっきおっしゃったように大崎だったらごみの分別なので、これだけはもうどこにも負けないぐらい一生懸命やりましょうっていうところがありますけれども、17項目っていうのは、全てのところに及ぶ項目ですのでそれぞれの町で取り組みやすいところを先に取り組んでいって、次第に項目を広げていくっていうやり方が1番いいのかなと思いますが、総合振興計画っていうのは基本的に全般的なことに対する、町全体のことに対する計画ですので、少しでもそこにSDGsの精神を落とし込めたらいいなということで今調整をしているところです。 不足分については、政策企画課長に答弁させます。
木場町長	はい、政策企画課長。
新田政策企画課長	今議員ご指摘のとおり、まず特化したものがあるのかということですが、あくまでもSDGsっていうのは考え方の視点でございます。これに取り組むことで、個別具体的な事業があることもありますけれども、先ほど町長も申し上げましたように、17の項目に、考え方に立って、今までやってきた事業も連関させながら持続可能な社会をつくっていきましょうというのがこのSDGsの考え方です。 私どもとしましては、今年度は教育委員会と連携しまして、小学校でのSDGs教育事業に取り組んでいます。これは先ほど町長が申しましたように、小さい時代から、やはり次の世代を考える教育が必要だというところの観点から取り組んでいるものでございまして、特にこの中で取り組むのは17目標がありますけれども、3番目にあります「全ての人に健康と福祉を」という項目、それから4番目の「質の高い教育をみんなに」という項目、それから議員ご指摘のとおり5番目の「ジェンダー平等を実現しましょう」、これにつきましては女性、障害者、高齢者、若者全ての世代に平等を実現しましょうということですね。それから7番目の「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」という項目、それから11番目の「住み続けられるまちづくりを」という項目、それから12番目の「つくる責任、使う責任」と。この6つの視点から、子どもたちにいろいろアプローチしていきたいということで5年間の事業で位置づけているところです。 それから先ほど議員がおっしゃられたように、日南市あたりは林業の関係でSDGsの視点を入れておりますけれども、鹿児島県の第2期総合戦略においても、取り組みの方向性にSDGsの理念を規定しています。その中で県の場合は、施策との関連性として、例えば仕事をつくる基本目標の中で、働く場の創出の分野において「農林水産業の競争力強化」という具体的施策を上げています。この施策とSDGsの17の目標との関連性は、2番目の「飢餓をゼロにしたい」という項目、それから3番目の「全ての人に健康と福祉を」という項目、それから4番目の「質の高い教育を

	みんなに」という項目、それから6番目の「安全な水とトイレを世界に」ということを鹿児島県も挙げております。したがって1つの政策を打つについても17の関係性を見ながら、将来どういうふうにこの地球を、また自分たちの地域を持続させていくのかという視点に立って事業を進めていくということになります。 したがって、今後総合振興計画についても幹の部分は定めますが、毎年度基本計画は変わっていきます。実施計画はですね。その中で取り組みを定めていくというような形になります。
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	私は特化したものを追求していきそれを、振興計画の中に17の部分から入れていって、錦江町の場合には海をきれいにしようとかそういう形の中で入っていくのかなというふうに理解しておりました。大変勉強になりました、ありがとうございました。 今後振興計画の中に盛り込んでいただければ、いろんな形で17の取り組みができると。あるいはその補助金対象になる事業等もあるであろうというふうに考えます。 次に学校の関係ですけれども、今私も手元に錦江町の小学生SDGsのプロジェクト計画書っていうのを持っているわけです。これは子どもたちが、錦江町の大きな教育のメインであります「水と森の教育」を目指しながら、学校でと家庭でと、自分たちがどういうふうにこういうこの17項目と繋がっていくかということを目指されたプロジェクトだというふうには考えているのですが、子どもたちも、私も、事業について余り十分な理解はできません。町民の方々もまたこういう事業についてどういうふうな取り組みをするのかということも、なかなかその理解に欠けるところであろうというふうには考えるところです。それでこういったプロジェクトつくられたのですけれども、子どもたちのこれまでの取り組みといいますかそういうものがわかれば教えていただきたいと思います。
水口議長	はい、畑中教育長。
畑中教育長	川越議員のご質問にお答えしたいと思います。 大根占小学校でのカードゲームによるワークショップというのが、大々的に報道、新聞でも出されましてご注目していただいたことは非常に感謝申し上げます。 子どもたちについては先ほどから話題になっております通り、今年の7月11日に実施いたしました。教職員については8月の25日。この夏季休業中に実施したのがマスコミ等で話題となって、テレビ中継もございまして非常に反応大きかったなというふうに考えているところです。 町内の8小中学校の取り組みをどういうふうか、というご質問だろうと思います。まずは本町での学校でのSDGs教育の取り組みは、本年度から本格的に実施することにいたしました。取り組みに当たりましてはです

ね、令和2年度から令和6年度までの5年間の教育振興計画、錦江町教育振興計画っていうのが議員の皆様方にも、以前配付してあるかと思いますがその中にも銘打ってございます。先ほど企画課長のほうからもございましたけれども、17目標のうち、もちろん17全て学んでいってほしいんですが、教育と直接大きなかわりがあるだろうという項目を先ほど出ましたように、6項目ほど絞らせてもらいました。その6項目について各学校の実態や特性に応じて、まずは学校長の学校経営方針の中にSDGsを位置づけてほしいと、明記してほしいと。それから、それぞれの教育課程を昨年作成する時にSDGsについてどういうことをしたいんだというのを、まずは教育課程の中に位置づける、学校っていうところは計画的に物事を進めていきますので途中から計画が入ってきても、なかなか臨機応変にできない部分もございますので、年度当初の教育課程の中に入れてほしいと。それをSDGsという教科があるわけじゃないから、縦断的、横断的に学校全体の教育活動の中で取り組んでいただきたいという思いからそういうことにいたしました。

その取り組みの1つとして、先ほどからあります通り、大根占小学校を会場とした、子どもたちの部・教職員の部があって、カードゲームをしたところでございます。

その他の取り組みということでですね、田代小学校がつい最近ですが8月の29、30日、保護者が主催となって「親子でSDGsを学ぶ会」が開催されました。講師といたしましては未来づくり課におります鍋田が講師として取り組んでおります。保護者や先生方も一緒に入っていて、子どもたちも一緒にですよ、親も子も一緒に学ぼう、教師も学ぼうという取り組みをいたしました。その中で話題に出たのは経済、社会、環境と、この大きく3つの視点で研修を深めたところです。

それから大原小学校においてはですね、家庭教育学習として1学期にSDGsカードゲームを行っております。マスコミ取材がなかったものですから何もしていないように思われるかもしれませんが、各学校も取り組みをしているところです。

学校全体としてですね、そういう形で取り組むためにはまず校長の学校経営方針といいましたけれども、それをまとめたものが、グランドデザインっていうのを各学校は持っております。グランドデザインの中にちゃんとSDGsがどの学校も明記してございます。保護者や地域への説明会の時にグランドデザインをもって、学校経営を今年はこういうふうに取り組みたいんですよ、という校長の思いをそこで伝えるようにしてございます。

それ以外にSDGsといったら、学校を参観させていただけば気づかれると思いますが、学校によっては玄関口の上にSDGsのマークがございます。17のマークが掲示してあったりとか、わかりやすく説明をしてあったり、ポスターが張ってあったりする学校も今多いと思います。

それから今私上着を着ておりますが、ここにバッジをつけております。

	これがSDG s のバッジです。これは何かというと「私はSDG s を意識しながら取り組みますよ」ということです。啓発活動の1つです。これは学校の校長、教頭みんな持っています。そしていろんな会合の時に着けてほしいと。着けるとご質問が来るんです。「お洒落なのを着けていますね。」と。私も最初は言われました「教育長には似合わない」と。でもその趣旨を説明することが広がっていくことになるんじゃないかと思っております。 それから事業の中ではですね、具体的には5年生の社会科の中で「未来を支える食料生産」という単元がありますが、その中でこれから持続可能な社会をつくるにはどうするのかということを入れ込んでございます。それから学校によっては児童会の組織の中に環境委員会というのを設置している学校もございます。つまりそれぞれの学校が、自分の学校の子どもたち、特性、地域特性実態を踏まえながら取り組めることをやってほしいと。 田代地区におきましては田代小学校、大原小学校、田代中学校の3小中学校でですね、ジェンダーという言葉が先ほど出てきましたけど、「男女共同参画学びの広場事業」という県の事業ございました。昨年度、それを受けまして、地域として、通常はこれは学校単位ですが、地域で受けますと。やはり人権問題、ジェンダーの問題、これはやっぱり地域全体で、子どもだけじゃなくて地域も保護者も一緒に考えましょうという取り組みをさせていただきました。違うお互い認め合いながら尊重し、尊重し合える社会づくりをしましょうという狙いのもとに。 それ以外には、各学校が取り組んでいることを今の学校のブログとかホームページとか学校だより等で積極的に発信しているかと思います。また機会がございましたら見ていただければと思います。 SDG s 教育については、議員のご指摘があった通り、本当に今スタートしたばかりです。本格的にやり始めたばかりですので、なかなか周知、啓発が難しいんですけども、新たな取り組みが何か始まるっていうんじゃないくて、SDG s という17の視点で、もう1回教育活動を見直してみましよう。そして誰1人取り残さない社会づくりのためには、自分たち、子どもは子どもたちなりに何ができるんだろうということを学ぶ場にしてほしい。そしてこの子どもたちが2030年っていうと、あと10年後。大人になった時に、やっぱりそういう新たな社会になってくれることを、夢を期待しながら、この子どもたちが未来作ってくれるだろうということを期待しながら、教育委員会としては取り組んでまいりたいと思っております。
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	学校・家庭を結ぶ、そういった事業を十分にやっただけではないというところでございますが、いずれにしてもこの事業については、本町の事業の中でもまだステップが踏み出されたばかりで、創生事業にこういうのを乗っかけていくよというようなところまでの手がかりというか、実感というのが私もないところでございます。教育においても、教育長先生がお

	っしやったように、今始まったばかり。その中で、こういったプロジェクトの中で推し進めていくということです。 私どもも高齢ですが、難しい。SDG sと言われても、何のことかよくわかりません。やはりこれは、行政の方々もいろんな形の中でそういった事業というものを説明していかれて、錦江町はこういったことをしていく、これからどうしていくというようなことも、細目にですね、これからはやっぱり教えていただいて、宣伝をしていただかなければ、なかなか町民の理解というのも得難いではないかなというふうに考えるところです。 今日は一般質問しながら、非常に貴重な勉強させていただきました。 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。
	(7 番川越議員、質問者席から降壇)
水口議長	次に、1 番、厚ヶ瀬君の発言を許します。 1 番、厚ヶ瀬君。
	(1 番厚ヶ瀬議員、質問者席へ登壇)
1 番厚ヶ瀬議員	私は、宿利原地区運動場のあり方について2点ほど伺いたいと思います。 まず第1点目です。中学校の統合によって中学校跡地の利用については、これまでいろんな問題提示がされてきました。それについてはいろいろ検討をされてきました。現在、中学校跡地の利用状況、及び維持管理の状況はどうなっているか伺います。またナイター照明施設についてもどの程度利用されているのか、ナイター施設の維持管理についても合わせて伺います。
水口議長	はい、畑中教育長。
	(畑中教育長、登壇)
畑中教育長	それでは厚ヶ瀬議員の質問にお答えしたいと思います。 現在の宿利原地区運動場の利用状況並びに維持管理ということでご質問だったと思います。 宿利原地区運動場はですね、昭和60年以前に整備されたようです。ということは、今から35年以上前の整備だというふうに聞いております。その後ナイター施設も整備されて、ナイター施設は平成11年度、県のむらづくり整備事業の中で整備されたというふうに記載させさせていただきました。 町内のスポーツ振興の一翼を担っていたと思っております。当時は宿利原地区35年ぐらい前ですので人口も非常に多く、そしてまた今よりも年齢構成も若く、元気はつらつとした村であったというふうに聞いておりますが、宿利原地区の中学校の合同運動会がそこで開催されたり、ソフトボール大会とかスポーツ少年団の利用も非常に積極的になされていたという記録が残っております。 ご指摘の昨年度の運動場の利用状況を調べさせていただきました。残念

	ながら1回だけ公民館主催のグランドゴルフ大会が開催されているようでした。また、今年におきましてはコロナ禍ということでなかなか利用が難しかったということで、今年はまだ開催はされていないようです。それから校区の運動会につきましては、中学校の合併後、宿利原中学校閉校した後は小学校との合同運動会ということで、小学校の運動場を使つての地区の運動会が開催されていると思います。 維持管理につきましては、宿利原地区公民館に年間に17万1,200円の委託料を払いまして、除草とか草刈り作業等お願いしているところでございます。同様に、閉校した中学校の各公民館においても同じように、委託料、委託契約を行いまして管理をお願いしているところでございます。
	(畑中教育長、降壇)
水口議長	はい、1番、厚ヶ瀬君。
1番厚ヶ瀬議員	現状を踏まえて、早速今後の活用方法に入らしていただきます。 運動場の施設、またナイター照明施設においては今説明がございましたとおりほとんど利用されていない状況でございます。 今年度、議会報告会が新型コロナによって実施できなかったため、それに代わって各自治会からの要望ということで、要望を出していただいたのですが、宿利原自治会より2点ほどの要望が上がってきております。1点目に「ナイター照明の下に芝を張ってパターゴルフ場を造ってほしい」という要望と、2点目に「芝を張ってグランドゴルフ場を造ってほしい」という2点の要望が上がってきています。これらについて、検討していただけないでしょうか。
水口議長	はい、畑中教育長。
畑中教育長	活用についてですが、基本的には運動場という体育施設でございますので、地区住民の健康管理、それから親睦のためにご活用いただければと思っております。また調べたところ、あそこの運動場はですねドクターヘリ等の発着地点にもなっていると聞いております。活用がないことが1番なんですけども、緊急時はそういう活用をされるということを聞いております。人口減少、そしてこういう状況ですから、地区における体育行事もままならない状況ではないかなと思っておりますけれども、今後活用に当たりましては地区の公民館、それから各地区にはスポーツ推進委員もおりますので、その方々と協議をしながら少しでも活用ができるようにしていただければと思います。 それからご提案されました芝張り、それからグランドゴルフ場を整備したらどうかということですが、非常に多大な金額は必要になるかと思いますが、そのことを含めながら今後また話し合いを進めて、どういう活用が

	できるかということの検討を進めてまいりたいと思っております。
水口議長	はい、1番、厚ヶ瀬君。
1番厚ヶ瀬議員	今説明がなされたわけですが、他にですね、他の地区の跡地利用の取り組みとか、それから跡地利用について先進的な取り組みをしている町村等に職員を派遣してもらって研修をする計画等はないものかお尋ねします。
水口議長	はい、畑中教育長。
畑中教育長	職員の研修につきましては非常に大切なことですので、今年の予算の中には計画してございませんが、今後他の地区も同じようにやっぱり状況は似たような状況ですので、見聞を深める上で研修はさせていきたいというふうに考えております。 他地区、例えば大原地区、池田地区による活用力については教育課長のほうで答弁させます。
今熊教育課長	まず大原の利用状況ですが、ご存じのように大原の場合は全くございません。草が茂っている状態です。 それから池田のグラウンドにつきましては、昨年の実績で午前中の利用が2回、それから夜になりますとスポーツ少年団等がございますので113回ということで、そのような形になっております。 電気使用料についても池田の場合は14万程度。宿利原の場合は基本料金ということで5万程度の支出になっているところでございます。以上です。
水口議長	はい、1番、厚ヶ瀬君。
1番厚ヶ瀬議員	現在、他の地区においてはそのような状況で理解しました。 今後の活用方法として高齢化が進んでいる宿利原地区において地区民の散歩コースとかランニングコース、またベンチなどを置いての活用は考えられないものでしょうか。お尋ねします。
水口議長	はい、畑中教育長。
畑中教育長	先ほど答弁いたしましたとおり、教育委員会の活用っていうよりも地区の皆さん方と協議しながら、どのようなふうにしたら1番活用があるかということで検討を進めてまいりたいと思います。今ご指摘のありました散歩コース、非常に素晴らしいアイデアだと、健康づくりにとってもいいことだろうと思います。ただそれにはやっぱりこう予算とか、それから防災の拠点ということもございますのでそこら辺りも総合的に協議させていただきながら、活用のあり方を一緒に考えていきたいと思っております。
水口議長	はい、1番、厚ヶ瀬君。
1番厚ヶ瀬議員	何をするにも予算化を伴うわけであります。まず活用方法につきましてはやっぱり地域住民との話し合い、お互いの知恵を出し合いながら今後の活用方法を見出していくことが良いんじゃないかなと思っております。地

	区民の健康づくりなどを中心に検討しながら、今後進めていくことが重要でないかと思います。この検討の要望事項が実現することを願ひまして、私の質問を終わります。
	(1 番厚ヶ瀬議員、質問者席から降壇)
水口議長	次に、2 番、浪瀬君の発言を許します。 2 番、浪瀬君。
	(2 番浪瀬議員、質問者席へ登壇)
2 番浪瀬議員	お疲れ様でございます。それでは通告に従ひまして質問をさせていただきます。 私は茶農家への支援についてでございます。まず1 番目に、茶工場の固定資産税の減額はできないかであります。ここ数年間お茶の安値が続いており、お茶農家は大変な状況に陥っております。それに追い打ちをかけるかのように、コロナ禍によりなお一層厳しさが増しております。本年は3 番茶も収穫をせずに、また秋冬番茶も収穫をしない農家が多いと聞いております。そうなりとお茶農家はもちろんでありますが、まず1 番は茶工場の維持さえも危ぶまれるのではないかと考えます。本町は財政的にも大変で、自己財源率も低い町ではありますけれども、茶工場の維持軽減のために時限法でもよいのではないかと考えますが、固定資産税の減額は考えられないか、町長に伺います。
水口議長	はい、木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	浪瀬議員の質問にお答えいたします。 本町の基幹産業でもあります茶業につきましては、生産農家の減少及び価格低迷により事業不振が続き、お茶生産農家及び茶工場経営の皆様におかれましては、かなり厳しい状況にあることは十分認識しているところでございます。ご質問の茶工場に課税される固定資産税の減額はできないかということについてでございますが、固定資産税の税収につきましては自主財源の少ない本町にとりましては、町税収の根幹をなす重要な財源でございます。固定資産税の減額につきましては、地方税法及び町税条例で規定されており、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有するもの及び公益のために直接専用するもの並びに、町の全部または一部にわたる災害または天候不順により、著しく価値を減じたものなどに限られております。減額の取り扱いにつきましては、社会・経済状況で対応するものではなく、納税者の個別の状況で対応すべきものと考えております。このため茶工場のみ一律に特別な減額を行うということは、税に対する不公平感を招く懸念があり適切ではないことから、特別な減額措置を行うことは

	現在のところ考えておりません。しかしながら議員が危惧されておられますように、事業不振により税金の負担に苦慮されている納税者もおられると思われますので、そのような場合には徴収猶予制度を活用していただき、負担軽減を図っていただけたらというふうに考えております。 今後とも引き続き、国や県、他市町村の動向にも注意しながら、公平な税行政に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。
	(木場町長、降壇)
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	不正さが云々と言われれば、なかなか次の質問がしにくいんですが、実質的に町長、私は田代地区しかまわってないですけども、やはりいろんな茶工場、やっぱり年間80万ほど税金を払っていると。そして、どうしても回ってないわけですよ、茶工場自体が。その上に80万というのは、面積とかそれから中の機械とか、いろいろ建物の老朽化かれこれなんでしょうけれども。2件のうち1件は80万を超えていると、1件は79万いくらかと。そういうような中で工場が回ってないということは電気も止めているというか使わないのに、やっぱり電気料金は基本料金を、定額なんだそうですけれどもやっぱり払っているということで、なかなか茶工場の維持自体が危ういんじゃないかなと。 町長が言われるように先延ばしで良いというもの、どうせ払わなければいけないお金でしょうから。好景気になってその時に払える見通しが立つんだったら、今延ばしてもらって、どうにか今をしのいで将来払うということですけども、やはり今の状況ここ10年近くを見てみるとですね、だんだんだんだん落ちてくるし、今日池田さんの質問の中でも1番茶と2番茶の合計販売額が前年比72.4%ということですので、ちょっと難しいんじゃないかなと。 それにまた、一反に5万5,000円の「高収益次期作支援事業交付金」ですか、これをいただいてその間は何とかなるでしょうけれども、これは先ほども言ったように茶工場に対する支援じゃなくて、茶農家に対する支援です。 やはり何年かいいんじゃないかと思うんですよ、時限法で。その辺はもう法的に無理ということなんですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	これは市町村民税ですので不可能ではないと思いますが、ただお茶が不振だから茶工場の固定資産税を減免とすると、例えば飲食店が不景気だから飲食店の固定資産税を減免するとか、いろんなところに影響を及ぼしかねないと思われます。

	過去の実例も、詳細は調べておりませんが、特定の固定資産税のみについて町が単独で減免というのは今までないのではないかなというふうに思っております。そういうことから、おっしゃるとおり茶農家・茶工場の経営をする方々が苦しいということは私も十分理解しているつもりでございますが、とりあえず今は国のコロナ禍に対する支援制度、町の支援制度、そして来年度に行われます「高収益次期作支援事業交付金」を上手く駆使しながら、何とか乗り切っていただきたいなというふうに考えております。
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	町長の立場として町長の言われることは十分に理解するわけです。やはり税金をちゃんと納めるのは町民の義務であって、平等性が保たれないと大変なことになるということは十分に分かるし、分かるからなかなか言えないんですが。 来年から一反に貰うお金ですよ「高収益次期作支援事業交付金」というのはもう先ほどから何度も言いましたけれども、お茶を維持していくためのものであって、茶工場とは無縁のものかなと。言えば、そのお金がくるから、お茶に対してくるから茶工場に使いなさいよとはなかなか言えないわけですよ。 町長がそういうように言われて、平等性に欠けると言われてしまえば引き下がるというか何も言えないですけども、やっぱり何かしてあげないと。商店街が云々と言われましたけれどもそれとは違うような気がするんです。面積が広いので余りにも税金が高額ですので。何か良い対策は、ちょっと軽減してやれるというものはもう何もないものですか。どこから考えてもないと言われれば、終わるしかないんです。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	町税なので、町が独自に判断して減免するということは可能ではあると思います。しかしながら、業種を特定して減額するということは今後にも様々な影響を及ぼす可能性が非常に大きいと考えられます。 ここについては、経営が非常に苦しいというのはよく分かりますが、経営を立て直すためには固定資産税の減免じゃない方法で、何らかの国の制度あるいは資金手当というものも国もやっていますし、議員がおっしゃるように去年と比べると今年は70何%しか販売額がないということは20何%の収入減になっているわけですので、そうなれば個人事業主でも、国の制度資金も無利子のものを借りることができますので、減免というよりも資金手当のほうでいろいろ工夫をしていただきたいというふうに考えております。

水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	私が単純に考えて1番手っ取り早いようなことで、固定資産税をちょっとでも安くしてもらえば工場を持っているところが良いのではないかなと思って質問をしたんですが、町がいろいろ考えていただいてですね、別に固定資産税にこだわらなくても、今言われた資金手当など県や国に良い支援があるよと、茶工場の人たちに、こういう手続をすればこういう支援があるよということを周知していただければですね、固定資産税にこだわる必要はないと、私は考えを変えたいと思います。 そういう努力していただけますか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	先ほどから言っているとおり今年コロナ禍の影響で収入が減ったところについては、補助ではありませんけれども、国からの制度資金というものがありますので当面はそれで経営をしのいでいただくという方法が1番、町としては1番いいのかなというふうに考えます。 手続云々につきましては産業振興課長のほうで分かっている範囲で説明させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	浪瀬議員の質問にお答えいたします。 資金についてはですね、コロナウイルスの関係、それから今言う債権の関係、いろいろ出ております。こちらのほうに相談いただければ、無利子のものなどもありますし、枠も5,000万などいろいろありますので、相談していただければこちらのほうで対応したいと思っております。
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	無利子も払わないといけないわけですので。 コロナ禍による支援というのは今年のお茶の1年分だけであってですよ、それまでもずっと大変だったわけです。それにコロナが追い打ちをかけたわけだからなお大変ですけど、コロナの対策ではですよ、来年はないかもしれないわけですよ。その辺も心配しているところです。 できないと言われればそれをどうもしないといことは言えないですけども、固定資産税で80万という金額はですね、これはどうやって払おうかと。茶工場も経営的にはマイナスなんだと、お茶がこれほど値段がしなければ。重機代かれこれ電気代含め全部引けばこれだけなんだと。 そのようにやはりなかなか大変な状況と思うんですが、町長、その辺ももう一度考えていただければと希望いたします。 もうどこまで言っても同じですので、2問目に行かしてもらいます。 抜根事業補助の増額でございます。今、抜根事業の費用の2分の1の補

	助6万円ではありますが、抜根事業もですね、おそらく少なからうとは思いますが、ここ2年間は「高収益次期作支援事業交付金」を受けるということです。しかしこれが終わった時点でですね、もうお茶を辞めるという方も結構出てくるような気がするんです。この次期作支援がなければ、本年度辞めようかなと思っていたという人も結構おられるわけです。とりあえず来年まで作れば良いからと。そして申請を出して令和4年までですか、作っていただきたいということで誓約書があったとかいう話も聞いておりますが、本人たちからも2年間となるとどうなんだろうかと、その貰ったお金でプラスなのかマイナスになるのか予想がつかないという話が聞こえてくるんです。 どちらにせよですね、これほどお茶の消費が減って余って値段が上がってこないような状況であれば全部というわけにはいきませんが、少しずつ作物を変える作物転換の時期に来ているんじゃないかなあと、町長もその辺は十分理解されていると思うんですが、そうした場合に6万円ではどうなのかと。できたらちょっと種を買ったりとか、資材にまわせるような余裕ができないかなあと思うのですが、いかがなものでですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	抜根事業の補助金の増額についてですけれども、現在ですねほぼ補助率が半分程度ではないかなというふうに理解しております。一反抜根するために12万程かかるので、その概ね半分の6万ということで補助しています。この金額が適正かどうかについては検討はしたいと思いますが、現段階でいくらしめますよって言うことは言えませんので、もう1回そこは現状を把握しながら検討はしてみたいと思います。 かつてJTさんがたばこを廃作する時に単当20万でしたかね、そういうので減量政策を行ったということがあります。これは民間の企業さんが企業の方針に基づいてそういう政策をされました。たぶん浪瀬さんもそれに近いようなのをしたいと思っていらっしゃるんじゃないかなとは思いますが、ここは民間企業がやるのと行政がやるのではやっぱり当然違うと思います。そこら辺についてはですね、ご理解していただきたいと思いますが、ご質問にありました抜根事業の補助の増額については担当課を通じてちょっと検討はさせてみたいと思います。
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	はい。ありがとうございます。 高齢になってもう辞めようかと思っているお茶農家さんは、国からくれるものがタバコみたいに廃作奨励金だったらそれは喜んだでしょうけれども、2年間は作らないといけないわけであり、そしてその後結局辞めてし

	まって荒れてしまっというよりは、何らか少しでも廃棄地がでないように努力していかなければならないと思います。 今度は作物を作るとなると、枝物にいけば枝物が足りないとか、また出口を町も一体となって、農協とタイアップしていろいろ工夫してもらわないといけないというところも出てきます。 どちらにせよですね、私が希望しております増額については検討していただけるということですね、理解してよろしいですかね。 次に、3番目の海外輸出についてでございます。数年前、町長が町長になられて海外輸出に力を入れるということで、海外に研修も行かれましたし、日本でお茶が低迷する中でですね、海外の輸出が軌道に乗るようであればお茶農家にとって心強いのではないかなと思っております。どうしても国内でのお茶の価格がこういう状態、量もなかなか余っているというようなことなので海外への輸出を期待するところであります。 そこで今農家がですね、どのような取り組みをされているのか。それから農家に対するですね、町の支援はどのようになっているのか、伺いたいと思います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	お茶の海外輸出の状況についてということですが、昨年の12月の広報誌にも掲載しましたがけれども、アメリカで1番お茶の取り扱いをしているロイ・フォングさんという方が本町にいられて生産農家を交えて試飲会等もしました。そういうような中で今年1番茶ができた段階で、彼のところに試作品を送ろうというふうに思っていたんですが、コロナの関係で、しかもアメリカ・サンフランシスコ辺りが1番コロナが流行っているということで、送ることも、もちろん持っていくこともできない状態が今まで続いております。3月まで副町長していた三反田前副町長が、ロイさんと非常に繋がりがあるということで、いずれかのタイミングでサンプルを彼のところに送りたいということで、今ちょっとその話を進めているところです。しかしながらアメリカもコロナ禍の状況ですね、なかなか宣伝などしにくい状況ではありますが、チャンス捉えながら少しずつでも動きをとっていききたいなというふうに思います。 本格的に海外輸出となるとジェットロであったりとか、いろんなアメリカの輸入元の審査であったりとか厳しい審査があります。そのためには先ほど池田議員からも有機栽培の話が出ましたが、本格的にアメリカに輸出するのであれば最低でも日本のJASを取得していないと、量的に販売するというのは厳しいと事前から言われております。ですので、茶農家の方々にも有機を目指す人であれば海外への斡旋などはしやすいですけれ

	ども、従来の栽培方法で J A S 認定も取らない茶農家の方々については海外輸出というのは現段階では非常に厳しいだろうと思います。ただ先ほど池田議員の質問にもありましたけど、町内今 4 つの工場、6 名の方々が 3.8ha ですかね、J A S 認定を今年から貰っていますので、それらをターゲットにして輸出の道を開くということは挑戦するに値するかなというふうに考えておりますが、全ての茶農家というのは現段階では非常に厳しいだろうと思います。
水口議長	はい、2 番、浪瀬君。
2 番浪瀬議員	素人です、お茶のことはよく分からずに質問をしてるわけですが、もうサンプルができたということであれば、どれだけかは農薬をクリアできるそういう段階にきているんですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	先ほど言いましたとおり、アメリカでするのであれば最低 J A S 認定を貰ったものでないと話が進まない。ですから、今のところ 4 工場 6 名の方々はサンプルを送れば試飲か何かをしてもらえる可能性はあるんじゃないかということです。
水口議長	はい、2 番、浪瀬君。
2 番浪瀬議員	私が聞きたかったのは 4 工場の方々が仮にサンプルを送って OK ですよということになれば、もうすぐ出せるような状況で、加工して、言えば、問屋さんに出せる量があるということなんですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	3.8ha から製造される量は多分わずかなものだろうと思います。ですので、即、大がかりな取引ができるかどうかというのは全然私もわかりませんが、ただロイさんが去年の 12 月わざわざここまで来ていただいたというその繋がりをですね、大事にしたいというふうに思います。わずか 3.8ha でできるお茶の量というのはもうほんの微々たるものなので、わざわざそのぐらいの量をここから輸入輸出っていうようなところまでいけるかということは全然私も分かりませんが、彼がわざわざここまで見に来てくれて、直接生産農家の方々と意見交換をし良いお茶が出きているという評価までいただいたので、サンプルでも送ろうかというところまで話がきている状態から、何らかの繋がりが維持できていったら可能性はゼロじゃないなというふうに感じているところです。
水口議長	はい、2 番、浪瀬君。
2 番浪瀬議員	3.8ha、試験用に作っているという理解をしました。 4 年、5 年かかると以前の話であったんですが、なかなかまだ出すまでは先が長いんだなあという実感をしているところなんですけれども、前は

	農家さんの診断をしたりとか、コネクトさんにいろいろお願いしてやりましたよ。その後町長は、もうあとは自分たちのお茶農家の頑張り次第というかなとも言っておられたのですが、それだけではなかなかですね町も火を付けたわけですので、その後集めて研修会をしているとかそういう動きはないんですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	産業振興課長に答弁させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	はい。浪瀬議員の質問にお答えします。 8月に田代でJASやそういう認証のことについて勉強会をしまして、先ほども5万5,000円の高収益の関係の話をしたんですが、JASやそういう認証を取得すればそれに2万円の加算がされるということで、このことについても田代を中心に農家さんが手を挙げておりますので進めていこうと思っております。そして経済連のJASに詳しい方から指導していただけるというふうにお答えいただいているので、そちらも今後も進めていこうというふうに話をしました。以上です。
水口議長	はい、2番、浪瀬君。
2番浪瀬議員	はい。ずっとお茶農家への支援をと言ってきたんですが、1円でも高く、海外もですけれども、まずは国内で1円でも高く売るような方法を模索して、そして海外でしようから、その辺は町長も自分でもお茶を作っておられて分かっていると思うので、私が言う必要ありませんけれども、できるだけ1円でも高収入になるようにですね努力をしていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
	(2番浪瀬議員、質問者席から降壇)
水口議長	はい。ここで休憩をとりたいと思います。 次は2時25分から質問に入ります。よろしいでしょうか。
	14:13 休憩 14:23 再開
水口議長	会議を開きます。次に、8番、笹原君の発言を許します。 8番、笹原君。
	(8番笹原議員、質問者席へ登壇)
8番笹原議員	皆さんこんにちは。今年はコロナ禍から今度台風10号まで、皆さん方には大変ご苦労いただいております。また私の質問も聞いてください。声がちょっと分かりにくいけど、ごめんな。 それでは通告に従っていくんですが、1つ字を変えてください。最初の通告書の「無料化」というのをこれを「無償化」にしてください。「無償」

	で今から話をいたします。意味は同じなんですけれども、字が違いますので、ご了承ください。それでは通告に従って質問をさせていただきます。 錦江町の過去 10 年間の人口の減は、平成 22 年度が 9 月 1 日現在で、全体で 9,284 名でした。そして今年の令和 2 年 9 月 1 日が、全体で 7,234 名、10 年間で 2,050 名の減となっているようです。毎年 205 名の減となってきているようです。今年の錦江町の未来づくりプロジェクトの人口ビジョンの将来展望を見ますと、10 年後の令和 12 年は 5,300 名、20 年後の令和 22 年には 4,010 名という人口の予測がされています。これほど減っていくというのはちょっと予想できない、少し怖いような気がするんですが、これに對しまして、今現在の児童生徒が小学生児童 326 名、中学生生徒が 157 名で、合計の 483 名となっています。 これによりまして、今まで子どもたちが多かった時代は大変でしたけれども、今これだけ少なくなっているということで、人口の減にいろいろ役場関係の部署も一生懸命頑張っておられるわけですが、ここで人口減に少しでも歯止めがかけられる対策として何としても、ひとつの手段に、給食費の無償化を何とか、できないだろうかと考えます。 この 483 名という中で、今年子どもたちが払うお金が 1,450 万 4,600 円となっているようです。実際現在、南さつま市が平成 29 年度から無償化を実施されていらっしゃるようです。そして聞くとところによると志布志市でも無償化を検討されているということでございます。何とか錦江町でも少しでも人口減に歯止めをかける対策として、無償化に踏み切れないのか、教育長にお伺いいたします。
水口議長	はい、畑中教育長。
	(畑中教育長、登壇)
畑中教育長	それでは笹原議員の質問にお答えしたいと思います。 本町のここ 10 年並びに合併後の人口についても詳しくご説明いただきましてありがとうございました。私のほうでも同じ数字を握っているところでございます。児童生徒の推移につきましても合併当時と比べまして 800 名から現在が 480 名弱ということで半分弱になっているということになりますので、非常に厳しい状況かなと思っております。 本町の学校給食の運営に当たりましては、学校給食センター運営審議会というのがございますので、その中で話し合いをしていただきまして、地産地消を推進していく、そして安心安全で栄養バランスのとれた豊かな食事を子どもたちに供給できるようなことを念頭に置きながら取り組んでいるというところでございます。 学校給食を提供している人数は先ほどご指摘がありましたとおり、児童

生徒分が約 480 名程度。それから教職員、または学校に勤めております支援員とか、給食を作っておりますセンター職員が約 120 名程度、つまり約 600 食を作っていることになります。その 600 食にかかる経費といたしましては、給食費に単価を掛ければすぐ分かるわけですが、年間約 3,000 万という支出でございます。一般教職員等は実費で払いますので、大体それが約 500 万程度の金額になります。残りの分の、地産地消分の補助金というのは、先ほど言いましたとおり 700 万繰り入れてございます。それから本年度につきましては、コロナ禍において非常に食材費が高騰いたしました。家庭での食が進んだということも影響しているんだろうと思いますが、高騰のために給食費の経費が非常に足りなくなりました。約 300 万程度不足しておりました。当初その 300 万についてどうしようかと、運営委員会をもとに給食費の値上げも検討しないといけないのかなと思っておりましたところでしたけれども、今回の場合はコロナウイルスの補助金があったのでそれを充てることにしました。そうすると今ご指摘のとおり、児童生徒分については年間に 3,000 万のうちの 1,460 万程度を、子どもの家庭が実質支出する金額になります。これを無償化という形への検討はできないかということになりますと、児童生徒分の約 1,460 万円と、それから地産地消の補助金の 700 万、それから今年限りか分かりませんが、今後またこの食材の高騰が続くとすれば、残りの金額の 300 万を合わせた約 2,500 万程度が、町の負担ということになっていきます。児童生徒数は、減はしていくわけですが急激に減っていくというわけではございませんので、今後 2,500 万の金額を町として負担していくことになるということだけ、我々としては一応計算しているところでございます。

給食費についてはですね、学校給食法第 11 条 2 項のところに「経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担すること」と、法的には明記してございます。ご指摘のとおり市町によってはそういう形をどう解釈したかによるんでしょうけれども、町のまたは市のほうで無償化をしているところもあるというふうに聞いております。ですが、現在のところ本町といたしましては、無償化については考えておりません。ただ今回の場合のそういう 300 万の形とか、できるだけ保護者負担を引き上げることなく、国の交付金とかいう形を使いながら抑えていきたいと思っております。

それから少子高齢化なかなか歯止めがかかりません。町としてもなるべく子どもたちに給食について地元の食材を活用しながら、安心安全な給食の提供を努めながら、学校における食育の推進を図りたいと思っております。本年度も県の事業ですけれども、県産和牛学校給食提供事業と

	というのがございまして、県産の和牛を無償で3回いただけることになっております。それから魚についても県産ブリ・カンパチ学校給食提供事業というのがございます。それを受けまして年間に12回、魚について無償でいただけることになっております。そういう形でできるだけ子どもたちに鹿児島県の良さを味わえる機会というのを設けながら学校給食は進めてまいりたいと考えております。以上です。
	(畑中教育長、降壇)
水口議長	はい、8番、笹原君。
8番笹原議員	先ほどその町の補助金の1,000万ぐらいが抜けており、さっきは1,450万程度と言いましたけれども、やはり2,500万ぐらいのお金になるということですが、南さつま市も一応ふるさと納税をこれに換金しているというような感覚でございます。なのでうちもふるさと納税を活用すれば、何とかできるのではないかと考えておりますけれども、教育長どうですかね。回答ができなければ町長に振ってください。
水口議長	はい、教育長。
畑中教育長	ふるさと納税ですので、私がお答えてしていいかどうか分かりませんが、また補足につきましては担当課長のほうで補足願いたいと思います。今回もですね皆さんご承知の通り、白玉酒造さんのほうから魔王の販売をいただきまして、約480万のふるさと納税いただきました。先ほど言いましたその300万という補助の原資は、ふるさと納税の300万を充てさせていただきました。そして残りの180万については、電子黒板等を学校の教育備品についてという形です。ふるさと納税がたくさん集まってまたそれが増えた時は検討していく必要があるのかなと思います。高額の金額ではございますが、今回これを無償化した場合ずっと続くわけであり、1回きりじゃないんですよ。これは錦江町が続く限りある事業ですので、私としては教育課だけで考える事じゃないだろうと思いますし、また議員の皆さん方のご理解とか、また町当局としても予算を原資をどうするのかということが出てくるかと思えます。ふるさと納税もずっとこの金額が続くわけではないと思ったら非常に不安なところではございます。以上です。
水口議長	はい、8番、笹原君。
8番笹原議員	議長、町長に振ってもいいですかね。質問先を。
水口議長	町長に今の点を。
8番笹原議員	はい、町長どうですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	教育長のほうでも答弁がありましたけれども、給食費を無償化にすると

	なると、これもう永久に無償化にしないといけないということになります。法律を盾にとって言うわけではございませんが、給食費は保護者が負担するというふうに明確にうたっております。いくらかは支援することはあってもいいと思いますが、やっぱりここは親としての義務も果たすべきであろうというふうに考えております。ですので無償ということについては今のところ考えておりませんが、何年か前から始めております地元食材を多様に使うということについては、その分を町が賄っていくっていうやり方はいいのではないかなというふうに思います。当然子どもを育てる親としては、無償化にしてくれっていうことは皆さん多分おっしゃると思います。やっぱり今までの流れであったりとか、本来親の果たすべき義務であったりとかっていうのを考えれば、無償化っていうのはどうかなというふうに考えております。ふるさと納税を使うということも選択肢の1つかもしれませんが、基本的に本町は子どもたちの夢を住んでいるこの町で実現させようと、そのためにインターネットを使った高い教育の水準を求めたりとか、先ほども川越議員のほうからもあったSDG sの教育の取り組みをしたりとか、そういう教育の質の面においては他の町よりも幾分か予算も傾注しているというふうに考えておりますので、給食については現状の維持を進めていきたいというふうに考えております。
水口議長	はい、8番、笹原君。
8番笹原議員	この前貰った書類にも給食費は親が持つのが当たり前というような文章が書いてあるんですけども、やっぱり人口の減を考えればいろんな対策でも頑張ってもらっているんですけども、結果というか、人がなかなか田舎にも増えない現状です。どうしても亡くなる人より産まれる子ども達が増えないのと、単純な考え方ですけども。今若い親の方々に聞けば「錦江町はいいよね、子どものために一生懸命何もかもやっているよね」と、人気はあるんです。あるけどもやはりまだそれにまだ答えて、給食費も何とか見てくれるんだよと言え、それなりに子どもも鹿屋に出たりとかしなくなるんじゃないかと。それより錦江町ならそういう面もみってくれるから親は楽すると。そして1人でも増えていくんじゃないかと、緩やかな人口減になるんじゃないかと私は考えるんですけども。町長、そう現金ばっかり、お金ばっかり考えれば大変なことかもしれないけれども、10年先、20年先、もう私たちはいないんだけど、その頃に繋ぐ仕事をするのが私たちの仕事だと私は思うんですけども、どうですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	笹原さんの言うことも、理解できます。そういうやり方で児童生徒の確保をするというのも1つの方法かもしれません。それについてはですね、

	私は先ほど言いましたとおり、基本的な考え方というのはそうでありませうけれども、これ今日明日すぐ決めないといけないということではありません。来年の4月からしないといけないということでもありませんので、そこら辺については教育委員会であったり、いろんな地域住民の方々の意見も聞きながら検討するというのも1つの方法かなと思います、現段階ではそういう考えでいるということをお答弁させていただきたいと思います。
水口議長	はい、8番、笹原君。
8番 笹原議員	明日明後日からしてくれということではないですから、やはり無償化を考えていってもらわないと志布志市がする予定で今進んでいるということです。ですので志布志市までそういう進んでやれば当然うちでもする、していくべきだと考えておりますので、する方向でっていう考えを持って現状維持でという考えを捨ててです、前向きに考えていってもらわないと困るのでそういう方向に考えを変えてください。1問目はこれで終わります。 2問目の問題で、農作物栽培における気象データについてですけれども、現在地球温暖化の影響だか何だか分からないんですけども、いろんな害虫が増えたり病気もすごく出だして、いろんな作物の転換も考えなければいけないのかと思いながらいる今現在ですけれども、実際今自分のところがどのような気候になっているのか分からないといけないんじゃないかなあと思っております。 錦江町の大原の高台から大根占の海岸地帯までの気候が大きく違うのは皆さんもお分かりでしょうが、錦江町の農家の方々が1年中耕作できる、下場の農家が上場の夏場での作付、上場の農家の秋冬の作付などと、今遊休農地が増えないためにそういうのを勧めていらっしゃるんですけども、なかなか進まないところもある、遊休農地も増えているところがあるんです。これについて考えていたら産業振興課のほうで調べを少ししていただいております。現在、町内の4ヶ所の田代の富田地区と大原地区、池田地区の農村公園付近、大根占水田と4カ所で簡易な気象データの収集されておりました。しかしまだ詳しく錦江町内の温度・雨量・日照時間などの年間気象データを得るために、機器の整備は考えられないか伺います。このことについては新規就農者ら後継者などの勉強の材料にもなるのではないかと考えますので、よろしくお願いします。
水口議長	はい、木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	昨年度、錦江町次世代産業人材育成であったりとか、ブランディング事業の取り組みとして、町内の農家さんの経営状態や雇用・生産状況について意向調査も行いました。その調査結果、農業経営塾参加者の意見として、

	耕作放棄地の解消や錦江町の高低差の気象・気温差を利用した農業について、という意見が多数寄せられましたことから、令和2年5月から大根占地区2カ所、大根占水田と池田団地、田代地区2カ所、富田と大原において気温についてデータ計測をしているところであります。今後この気象データを希望する農家へ提供し、耕作放棄地の解消や高低差を活用したリレー農業等の推進のために活用していきたいというふうに考えております。 議員のおっしゃる、より高度な気象データを得るための機器の整備につきましては、今後日照時間や風速等のデータも必要とされる農家もおられるかもしれませんので、引き続き農家の要望を伺いながら必要に応じて整備を検討してまいりたいと思います。先ほども言いましたが、気温差を利用した農業というのは今後必ず必要であろうかというふうに思います。今作っている農作物もそうですけれども、適地適作の農作物をいかにして選定するかというのが、今後の農業振興の大きな機軸になるのではないかなというふうに考えております。鹿屋地区あたりではこれらのデータを詳細に調べてデータに基づいた作物を植え付けしようというような研究等も行われておりますので、そういう方向について今後も研究を進めていくべきだというふうに考えております。
	(木場町長、降壇)
水口議長	はい、8番、笹原君。
8番笹原議員	ありがとうございます。私は今現在のパパイヤも植えたんですけどもまだ勉強不足で温度も分からないところで、勉強しているところです。前植えましたレンコンなんかもですね、今考えればやはり日照時間が1番問題じゃなかったのかなあと考えております。どこそこ植えたんですけどもやっぱり日照時間が大事だったんだと。それでデータがあればその時点で最初からそういう場所を選んで植えられるということも考えましたので、こういうことを申し上げております。どうしてもこれはもう来年のことですので、今年何とか予算化されて、何とかそういう機器を設定されてやっていただければ農家の方々も若い人たちがなお元気がつくんじやないかと思いますので、町長の答弁をお願いします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	はい。おっしゃるとおりデータに基づいて農作物の選定をするっていうのは大事なことだろうというふうに思います。適地適作っていうのが1番大事なかなと思います。そういう意味では新たな作物への取り組みというのでも検討すべきというふうに考えております。
水口議長	はい、8番、笹原君。
8番笹原議員	私がもう1つ考えるのが、鹿児島は発酵の県だということを議員研修の

	時にどこかの先生から言われたんですけども、やっぱり発酵の材料というのにも、気温とか湿度が関係があるんじゃないかと思います。私も米酢なんかもちっと勉強してもいいんじゃないかなというふうに考えているんです。何か売る品物を見つけて、作る対策ができればなあと考えておりますので、こういう機器は早急をお願いいたします。 それと町長、さっきの給食費の無償化は何とか頭に入れていって進めてもらえますか。最後に。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	考えておきます。
水口議長	はい、8番、笹原君。
8番笹原議員	これで私の質問を終わります。
	(8番笹原議員、質問者席から降壇)
水口議長	次に、5番、池迫君の発言を許します。 5番、池迫君。
	(5番池迫議員、質問者席へ登壇)
5番池迫議員	どうもお疲れさまです。台風の影響でですね、日にちが2日ずれて今日は強行スケジュールでありますけれどもよろしく願いいたします。 テレビや新聞等で台風10号の被害予想が大きく報道されていましたが、前回の台風9号の影響や進路が西にずれたことで家屋や農産物等に被害が少なかったことに町民の皆さんも安心されていることと思います。地震や風水害による災害が発生した場合、被災された方々に最初に届けられるのが飲料水であります。水なくして生命の保持や生活の維持ははかられません。飲料水の保持や断水の回避は、行政においても非常に大きな責務であると感じているところであります。このようなことから、簡易水道の状況、現況また集落水道について質問させていただきます。 それでは最初に、簡易水道事業について質問します。簡易水道事業はいつごろから着工されたのか。また、総事業費はいくらだったのか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	池迫議員の質問にお答えします。水道事業と総事業費をおっしゃいましたが、6番まで一遍に答えてよろしいですか。
水口議長	2番までをお願いします。
木場町長	簡易水道事業はいつから着工されたかという質問でございますが、大根占地区簡易水道事業は昭和40年、神城地区簡易水道事業が平成11年、旧田代地区の田代中央地区簡易水道事業が昭和36年にそれぞれ着工されております。総事業費につきましては、大根占地区簡易水道事業費が12億

	7,000 万程度。神城地区簡易水道事業が6億3,000万、旧田代地区簡易水道事業費が12億8,000万円程度でございます。以上です。
	(木場町長、降壇)
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	相当な額が費やされたんだなあというようなことでありますけれども、田代地区のほうでは昭和36年頃からというようなことで、大根占地区では昭和40年頃からというような答弁でありましたけれども、この事業計画を行う当初の計画でですよ、田代地区また大根占地区それぞれ違うと思うんですが大体いつぐらいまでに完成されたのか、そういったところが分かりませんか。何年ぐらいの間でやったのか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	先ほど申しました、昭和40年とか平成11年とか昭和36年に着工されていますので、概ね1、2年後には供用開始されたのではないかなというふうに思います。すみません、そこまでちょっと調べておりませんでした。あくまでも先ほど申し上げましたのは、着工年月日が昭和40年、平成11年、昭和36年ということでございます。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	大体分かりました。2年から3年で供用開始をしたんだというようなことであります。私の感じるところでは短い間に結構速いスピードで敷設工事等が終わったのかなあというような思いであります。この水源地の所在で給水の組織が形成されたというようなことで回答があったようでありますけれども、3組織が形成されたということで認知してよろしいでしょうか。それでですよ、この組織の中で町内の事業所及び何戸数といいますか、何人の方が加盟されているのか、そういった時はそれは町全体の何%ぐらいに当たるのかお伺いいたします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	事業所、事務所、店舗、倉庫などで116件、一般家庭で2,462件、町全体としては簡易水道の割合は73%が加盟しているというふうに思います。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	今町長の答弁で73%に当たるんだと、この他ざっと計算すると27%が他の飲料水といいますか、集落水道また井戸水等を利用して生活なさっているんだなあというようなことで認識したところであります。この設置されている配管の延長ですよ、2年間ぐらいでそれぞれ完成したんじゃないかなというようなことで町長の答弁でありましたけれども、配管の延長はいくらぐらいあったのか、また当時の製品は現在の製品とだいぶ当時のものは劣るんじゃないかなと思うところでありますけれども、そういった耐

	用年数はきてないのか。更新の時期はきてないのか。そういったことで、敷設替えの考え等はないのか。町長にお伺いいたします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	配管の延長につきましては、大根占地区簡易水道が 73km、神城地区が 23km、田代地区簡易水道が 54km、全てで 150km ぐらいの配管延長だというふうに思われます。配管の耐用年数についてですが耐用年数については法的に特に定められておりませんが、事業の実績等を勘案して、塩化ビニールやポリエチレン管については概ね 40 年程度、鋼管や鋳鉄管については 60 年程度というふうに見込まれております。ちなみに塩化ビニール、ポリエチレン管の割合が錦江町の簡易水道全区域の 93%になっております。更新時期につきましては令和元年度末で錦江町簡易水道事業資産台帳作成業務の結果によりますと、大根占地区簡易水道地区で 28km、田代地区簡易水道区域で 1.6km の更新の時期を迎えております。配管の敷設替えにつきましては、前述しましたとおり、錦江町簡易水道事業資産台帳作成業務の成果をもとに財政面も含め計画的な施設更新を検討してまいりたいと考えております。
水口議長	はい、5 番、池迫君。
5 番池迫議員	敷設替えには計画的にしていくなかというようなことでありますけれども実際どのような敷設替えの計画を行うとか、具体的なそういった考え等は今のところは持ち合わせておりませんか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	先ほど申し上げましたとおり令和元年度末の段階で大根占簡易水道事業区域で 28km、田代地区で 1.6km が更新の時期を迎えているということです、それに応じた予算配置をしてまいりたいと考えております。
水口議長	はい、5 番、池迫君。
5 番池迫議員	町全体で配管が 150km で、今のところ 28、30km ぐらいが更新の時期というようなことでありますが、あと 120km ですね、耐用年数は様々でありますけれどもこれもいずれかは敷設替えをしないとイケないと。これまでも配水計画です、側溝等の埋設をする部分で、掘って見たら接合部などが駄目になって漏水があったというようなこともありますので、そういったところが酷くならないよううちにぜひ敷設替え等検討していただければと思います。またそういった漏水等のですよ、漏水箇所等の探知、あとは空き家が段々増えていきますけれども、凍結があったりまた家屋の倒壊があつて配管等に損傷が出るようなことも考えられておりますけれども、そういった本管等の漏水の探知っていうのはどのような形で定期的に行っているのか。どのような方法で行っているのか伺います。

水口議長	はい、木場町長。
木場町長	漏水を定期的にこう探知しているかっていうことですが、そこら辺については担当課のほうで説明させます。
水口議長	はい、建設課長。
岩下建設課長	池迫議員の質問にお答えいたします。現在、漏水箇所が多いのがちょっと田代地区でございまして、オーシャン株式会社というところに漏水の調査等を行っており成果を出しておりますので、計画的にそういう箇所がありましたら随時職員のほうでできる部分についてはそこを補修しているところでございます。全体的に漏水が多い場所については、予算を確保して作業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	ぜひですね、そういった形で漏水等が無くなるような、起こらないような形でぜひやっていただければと思っております。 次に、集落水道について質問します。新設や改良工事を行う際の補助率は60%でありましたけど80%に引き上げられました。これは資金繰りに困っている団体また集落等には朗報であり、このようなことから改良工事を行った集落や団体等はいくつあったのか、また補助金の交付額はこれまでどれくらいあったのかお伺いいたします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	補助金が80%になったのは平成30年度からでございまして、これまで7団体、交付総額が1,412万3,000円となっております。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	団体等で交付額が1,412万ですかね、これは間違いありませんよね。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	はい、間違いありませんが、議員のほうで何か集計された数字でもございますか。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	えっと、少ないような、私のこれはもう感覚でありますけれども、少ないような気がするんですけども1,412万と町長が言われるので、これで間違いはないと思います。 そして、ボーリング工事を行って数本掘削しても水量が足らなかったり、飲料水に不適な場合があるようですが、このような時の補助金の拠出はどのような形にしているのかお伺いいたします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	これまで水脈を新たに発掘することができたが、水量不足や成分の関係で飲料水として利用できないといった事例もありました。こうした場合も

	ボーリング工事費や補助の対象として補助金を交付しております。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	1本掘ってですよ、幸いにしてそれが十分な量の飲料水に適した水であればいいんですけども、いろいろと聞くところによると2、3本掘っても駄目だったと。そうした場合の1本、2本、3本掘った場合、それはその工事のやっぱり80%補助と考えてよろしいんですか。お伺いします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	補助率は実費の80%ですので80%です。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	何本掘ってもということはないんでしょうけれども、80%は維持していくんだというような町長の答弁です。木場町政になってから80%に上げられたわけですからそこは十分理解されているんだなということであります。そういったことで数本掘っても出ないこともあると。1本目で出れば1番いいんですけども、そういった場合に自治会や団体等でボーリング工事を行うに当たってですよ、事前の調査が必要であると思うんですけども、町としてどのような指導とか助言をされているのか。そういう点があったらですね。他の今後ボーリングを行うところの参考にもなると思いますがお聞かせいただければありがたいです。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	水脈の有無などを確認するためのボーリング前の調査につきましては、不要な掘削を避けるために必要であると考えておりまして、これらの水源調査費も補助の対象としております。ただし町の補助金交付規則に定めております通り補助申請後の調査着手が交付の要件となりますので、補助交付決定前に行われた調査は交付の対象外となります。町としましては事業実施の相談などで実施内容にボーリング工事が含まれている場合は、工事前に電気探査調査などの水源調査を実施するよう進めております。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	今の答弁であれば自治体、その集落や団体等でやってくれと、そのような理解でいいんですか。町としてはそこに入ってこのようなところがいいんじゃないのかなあというような、そういった経験のある方の担当者のそういった助言というのは為されていないのか、そこら辺はどうですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	集落で水道維持されてきたという経験等からですね、水源についてはある程度、逆に地域の方のほうが見識があるのかなというふうに考えます。そういうことで、正確な情報を得るためには先ほど申しましたとおり電気探査調査っていうのが1番有効だというふうに考えます。集落水道の調査

	をすることに役場がそこまで関与するのはどうかと考えますし、そのために今 80%補助を出しておりますので電気探査調査についても当然それぞれの自治会の簡易水道の組合の方々でしていただくというのが当然かなと思います。当然業者を紹介してくれとか、そういうものについては情報提供は可能かというふうに考えます。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	自治会や団体等でやってくれということでありますけれども、承知しました。ところでですよ、このボーリング業者の選定等もですよ、これも自治会や団体等でやってくれと、話し合いをしてくれというような認識でよろしいんですか。町としてはそういった中で、アドバイスとかいったことは考えていないのか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	特段町のほうで特定の業者をここがいいですよという紹介するのはどうかと思います。実質的には、町のほうにもし相談があればですね、建設課に指名願なり登録をした会社の中からおそらく紹介しているだろうと思いますけれども、相談なしにそれぞれの集落の水道組合で何処何処にというところも多分あるでしょうから、実際役場のほうに相談があった場合のことの具体的な対応については建設課のほうでもし過去ありましたら答弁させたいと思います。
水口議長	はい、建設課長。
岩下建設課長	毎年指名願を業者さんが提出されており、その中にはボーリング調査等の占める業者さんもかなりの数ありますので、相談にきていただければこのような業者さんが数社ありますよと、内容について我々のほうで書類等の提示ができるかなというふうに思っております。以上です。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	今、建設課長がそういった指名業者もあると、かなりの業者があるというようなことで一安心といいますか、より良いボーリングの成果が出られるような形になるんじゃないかなと私自信思っているところであります。 それでは最後の質問ですけれども、数人で団体を立ち上げられて、数 km 先にある谷越え、山越えの水源や配管の維持管理をしてきましたけれども、高齢者になり体力の衰えや後継者がいないことなどで給水困難なところが発生しております。またボーリングを行うにも資金がないようです。このような給水難民とも言える団体を救うために、町としてどのような対策を考えているのか伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	はい、非常に苦慮する問題でございますが、人口の減少であったり高齢

	化であったり、水源施設の維持管理には大変苦勞されていることは承知しております。先ほども申しましたけれども、そのようなことを勘案した上で補助率の変更も行ったところであります。町としましても水源であったり、施設設計などの専門的知識を持った職員がおりませんので、技術的な助言などは困難ですが、飲料水の確保に関する新たな資機材の情報の収集などに努めまして、情報提供や相談に応じてまいりたいと考えております。 地域におかれましては引き続きご心配やご苦勞などあるかと思っておりますけれども、今後は水道組合の統合など効率化にもご尽力いただき、飲料水の確保に努めていただきたいと思いますと考えております。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	水というのは先ほど言いましたけど、少しの時間、空白もいけないというようなことであります。またいろいろな人の話を聞いてみると集落水道も今5、6人で立ち上げてやってきているけれども、いずれは集落も人数が減ってくると。そういった場合に管理はできないなというのが今の人たちの思いであります。補助率を80%に上げててもですよ、100%にしてもですよ、数km先のそういった管理ができないわけです、実際。そういった場合、町水としてですよ、もう町自体で集落なら集落にボーリングをして、町でそういった経費をみる、諸々も町でやると。下場から町水を引っ張るということはもう不可能に近い、金額も莫大なお金がかかると。それよりもそれぞれの水脈あるようなところでですよ、町がその土地を買収なりそういった形でボーリングをして町水として供給する、利用者は当然水道料を支払う、そういった形でやっていくというような考えが多くの方々から出ており、これから先を考えるとそのような方法がいいんじゃないかなというような意見がありますけれども、町長どう思いますか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	23%ぐらいの人たちが3つの組合以外のところから水を確保していますので、池迫議員がおっしゃるとおり、電気・ガス・水道というのは生活を維持するために欠かせないものでありますので、町としても本来なら町水道を全部に引くべきでしょうけれども、なかなかそういうことができないというのが現状でございます。池迫議員のおっしゃることは重々理解できます。ただそれを即、それぞれ今自治会単位でやっている集落の水道を全て町が管理するというのは財源的なことも含め検討はしないといけませんけれども、はい即やりましょう、というような問題でもありませんので、当分の間はなるべく集落で維持できるような形で支援の形を含めながら、今集落で組合が2つあったり3つあったりするところもありますが管理をするためにやっぱり人員が多いほうがいいですので、そういうところの水

	道組合の統合を進めるなり、そういうような形で少しでも管理の負担が減るような形で検討をしていきたいなというふうに考えております。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	私が今言ったのはですよ、すぐやれというようなことではないんですよ。簡易水道にしてもですよ、長い目でぼちぼち経費がかかるわけですから、今簡易水道の基金でも4,300万ぐらいですか、基金があるようですけれどもこういった基金でやれるのかなと。そういった場合ある程度基金をもうちょっと積むような形で、水道料を上げるなり長い目で計画を立ててやらなければいけないのじゃないかなと考えます。集落水道ですよ、今のところは何とかやれるが、今私が言った団体はですね、非常に喫緊の課題なんです。実は自治会長さんもうどうにかならないかというような事で相談に来られた経緯があるんです。そういったことを踏まえてですよ、今管理ができているところはまだ5年先、10年先でも先延ばしにしてもいいと思うんです。こういった本当に命に関わる、給水が困難になってきているというところの状態もありますので、そういったところですよ、町長、現地に行くなりそういった人たちと話をですよ、ぜひ町水というような形でやってもらえれるような形はできないでしょうかね。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	集落水道維持している方々とのですね直接的な意見交換というのも、今後は進めていきたいと思います。いろんな皆さんの実情を聞いた上で、今後町としてとるべき体制を再度また検討を進めていきたいと思います。
水口議長	はい、5番、池迫君。
5番池迫議員	町長からそういった人たちとの話し合いもするんだというようなことで前向きな回答をもらいました。どうかひとつ、今後対応していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
	(5番池迫議員、質問者席から降壇)
水口議長	これで一般質問を終わります。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。 次の本会議は9月25日でありますので、申し添えておきます。
	15:20 散会